

令和元年 9 月定例会 予算特別委員会 次第 第 1 日

令和元年 9 月 9 日（月）

1. 議案上程（議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号）

補足説明、質疑、分科会設置

出席委員（18 人）

1 番 中 田 謙 三	2 番 笹 川 圭 光	3 番 畠 山 富 勝
4 番 伊 藤 宗 就	5 番 鈴 木 元 章	6 番 佐々木 克 広
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 巳次郎	9 番 小 松 穂 積
10 番 佐 藤 誠	11 番 中 田 敏 彦	12 番 進 藤 優 子
13 番 船 橋 金 弘	14 番 米 谷 勝	15 番 三 浦 利 通
16 番 安 田 健次郎	17 番 古 仲 清 尚	18 番 吉 田 清 孝

欠席委員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	畠 山 隆 之
副 事 務 局 長	岩 谷 一 徳
局 長 補 佐	三 浦 大 作
主 席 主 査	吉 田 平

説明のため出席した者

市 長 菅 原 広 二	副 市 長 船 木 道 晴
教 育 長 栗 森 貢	監 査 委 員 鈴 木 誠
総務企画部長 柏 崎 潤 一	市民福祉部長 山 田 政 信
観光文化政策部長 藤 原 誠	産業建設部長 佐 藤 透
教 育 次 長 目 黒 雪 子	企 業 局 長 八 端 隆 公
企画政策課長 伊 藤 徹	総 務 課 長 鈴 木 健
総務課危機管理室長 三 浦 幸 樹	財 政 課 長 佐 藤 静 代

税 務 課 長	菅 原 章	税務課債権管理室長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	小澤田 一 志	介護サービス課長	平 塚 敦 子
生活環境課長	伊 藤 文 興	健康子育て課長	鎌 田 栄
観 光 課 長	三 浦 一 孝	男鹿まるごと売込課長	湊 智 志
文化スポーツ課長	原 田 徹	農 林 水 産 課 長	武 田 誠
建 設 課 長	畠 山 喜 美	病院事務局長	田 村 力
会 計 管 理 者	菅 原 長	学校教育課長	加 藤 和 彦
監査事務局長	高 桑 淳	企業局管理課長	太 田 穰
上下水道課長	真 壁 孝 彦	ガス工務課長	鈴 木 博
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午前 11 時 00 分 開 会

○委員長（笹川圭光君） 皆様、お疲れさまでございます。本会議に引き続きの審査となりますが、よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、審査日程についてお諮りしたいと思います。

本委員会の審査については、本日と明日の 2 日間としておりますが、審査の進み具合を見て、再度協議いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、皆様にお諮りいたします。

秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

これより予算特別委員会を開会いたします。

本日の議事に入ります。

議案第 75 号令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）及び議案第 76 号令和元年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

この際、当局から補足説明を求めます。

はじめに、議案第 75 号について説明を求めます。柏崎総務企画部長

○総務企画部長（柏崎潤一君） それでは、議案第 75 号令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

まず、条文の第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,910 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 151 億 1,400 万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと 2.1 パーセントの増となっております。

予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第 1 表で、第 2 条の市債の補正につきましては第 2 表で、それぞれご説明いたします。

恐れ入りますが、3 ページをお願いいたします。

（以下 予算書説明）

以上をもちまして、議案第 75 号令和元年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 次に、議案第 76 号について説明を求めます。田村男鹿みなと市民病院事務局長

○病院事務局長（田村力君） それでは、議案第 76 号令和元年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、男鹿みなと市民病院事業会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

本補正予算は、男鹿みなと市民病院経営改善支援事業として、経営改善計画の策定、計画の実行支援に要する費用を措置したものであります。

条文の第 1 条は、総則であります。

第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。補正は、支出のみとなります。

第 1 款病院事業費用で 600 万円を追加し、補正後の予定額を 26 億 397 万 8,000 円とするものであります。

内訳といたしまして、第 1 項医業費用で、男鹿みなと市民病院経営改善支援事業委

託料として600万円を追加し、補正後の予定額を25億4,264万8,000円とするものであります。

第3条は、債務負担行為の設定であります。

事項は男鹿みなど市民病院経営改善支援事業委託料、期間を令和2年度、限度額を1,200万円とするものであります。本業務の委託期間は、本年12月から明年11月までの1年間を予定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番伊藤宗就君の発言を許します。4番

○4番（伊藤宗就君） それでは、私から2点質問させていただきたいと思います。

はじめに、このたびの幼児教育・保育無償化に伴う副食費の取り扱いについてであります。先般の一般質問並びに議案質疑でも安田議員さんからありましたが、私からも、この際ぜひ行うべきではないかという立場から質問させていただきます。

このたびの無償化、これの財源が消費増税分から賄われるということで、国民全体で少子化問題に向き合っていく、子育て支援をしていくということで、これまでになかった取り組みではないかなと思います。その上で、副食費については、このたびの予算には盛り込まれていない中で、先ほどの議案質疑や一般質問でもいろいろありましたが、結論としては、財政的な問題ということでこのたび盛り込まれなかったかなという感じがしておりました。この少子化に伴う人口減少といいますのは、どちらの業界に行かれましても真っ先に議論になる問題でもありまして、もちろん男鹿市でもですね将来的にさらに財政が厳しくなっていくのではないかな。やはりこの少子化、人口減少というのが非常にこう大きな問題となり、問題というか原因がですね、やはり人口減少にあるのではないかなと思います。

まあこの財政的に厳しくなっていくであろうというこの原因、一番大きな問題か、問題の一つであると思いますが、この人口減少、その対策にですね、なかなかこうすぐに取り組めない原因が財政状況にある、何かこう矛盾してはいないかなという感じがいたします。やはりこう、その原因となるのが少子化なのであって、その対策をす

るのにまた財政的に厳しいからという、ここに、こうした話になっていくという、その何て言えばいいか、財政的に難しいことを、すいません、ちょっと説明があれです。その対策をするためにそこに財源を充てていく、これこそですね真っ先に逆に取り組まなければならないことなのではないかなと思います。その辺についてですね、もう一度、当局の方でどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、さきのですよね下水道料金の賦課漏れについてであります。

さきの決算特別委員会で小松議員さんからもありましたが、今の職員の方々がさらにこの下水道使用者をふやそうとして一生懸命やった中で判明した問題でありまして、なかなかこう、まあ過去のことを遡及して責任を今の職員の方々がとっていくというのは、かなり酷な部分もあるわけではありますが、ただやはりこう市民にとりましては、やはりこう市は何をやっているんだと、信任問題となるような案件でありまして、何かしらやはりこう市民への説明の中で、この先どういうふうに説明していくのか。まあ私所管の委員会でもありますので、この後、その後の調査状況についてもお聞きしたいなとは思っておりますが、その辺責任の取り方についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 私からは、幼児教育無償化に係る副食費の助成についてお答えいたします。

このことにつきましては、先日の一般質問、それから先ほどの議案質疑等で市長等も答弁しているところでありますけれども、この無償化に合わせて3歳から5歳児の給料費の取り扱いが変更になります。現在、幼稚園は主食、副食費とも、まあ主食はご飯、パンとかですね、それから副食はおかず、おやつということになりますけれども、幼稚園は主食、副食費とも保護者が実費負担、保育所は主食費のみ保護者より実費徴収しております。このことから、今回の制度の開始に合わせて副食費の取り扱いを統一し、すべて実費徴収として徴収することにしております。

この新たな副食費の実費徴収ということで負担が発生する恐れもありますので、子育て世帯の財政的負担の軽減を図るために、県、市共同で実施しているすこやか子育て支援制度を拡充し、副食費の助成もこの後することにしております。助成の内訳につきましては、一般世帯の場合、年収世帯360万円以上から640万円未満の世帯

については、副食費 2 分の 1 の助成になります。また、年収 6 4 0 万円以上の世帯につきましては、4 分の 1 が助成されます。ひとり親世帯の場合は 2 分の 1 の助成、そのほか多子世帯の場合は全額助成となります。このことから、3 歳から 5 歳児までの子どもにつきましては、少なからずすべてこども助成の対象ということになります。保育園であれば月の基準の副食費 4, 5 0 0 円に対して、2 分の 1 であれば 2, 2 5 0 円、それから 4 分の 1 の助成であれば 3, 3 7 0 円というのが保護者の負担ということになります。今、他の市町村では、これらについて市単独、市町村単独での上乗せ助成ということが報道されておりますけれども、繰り返しの説明になります、答弁になりますけれども、この市、保護者が負担すべき副食費についての市単独分となる上乗せ助成をするかしないか、それから助成する場合の負担割合については、市全体の子育て施策の中で検討していくことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） 今回の下水道料金の賦課漏れに伴います市としての責任の取り方ということでございますが、今現在、その台帳等突き合わせをしている段階でありまして、うちの方といたしましては、まず全件数を確認の上、最終的な賦課漏れにかかわる金額等を今出したいというふうに考えております。で、その後に、そのまあ弁護士さん等との相談もしなければいけない部分ではございますが、その市としての責任という部分を考えながらやっていかなければいけないというふうに思っております。今現在明確にこういうふうに責任を取りたいというのはまだ持っておりませんので、そこら辺を理解していただければというふうに思います。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑。4 番

○4 番（伊藤宗就君） ありがとうございます。まずは副食費の取り扱いについて、今お話をお伺いしました。大変ですね、こう言葉で話してもわかりにくい内容でありまして、私、各市の、県内各市町村の広報なんか見ました。例えばお隣潟上市なんかではですね、見開き 2 ページ使って図柄入りで大変こう丁寧に説明されていまして、やはり子育て支援というところに大変重点を置いているのかなと感がありました。例えば、さきの小学校へのエアコン設置の件なんかでもですね、昨日ちょうど土日、大変こう暑くなりまして、まあ台風接近に伴う例外的な暑さでもあったわけですが、

やはりこう平日であれば、まさに命にかかわるような暑さではなかったかなと思います。先ほど質疑の中で答弁でありましたが、優先順位を考えながらということでありましたが、まさにこう優先順位、真っ先に支援、そういうところに支援していかなければならなかったのにできなかったということではないかなと思います。副食費に関しましても、まあ無料するしないにかかわらずみんな払う、払って、子どもさん方食事をするのであろうと思いますが、子どもさん方の体づくりに市全体で取り組んでいく、そういう姿勢をですね示さなければ、あるいは別の観点から、移住・定住なんかに関しましても、ほかの自治体と比べて男鹿市は子育て支援策余り熱心にやっていないと受けとめられてしまうのではないかなと思います。まあ私もですね、まさに今、子育て世代でありまして、さらには、さきのお米ですね、子育て支援米、突然やめてしまって、何であれやめたんだと周りの方々から、子育ての方々から、一人二人でなく、もう大変な数聞かれておりまして、その都度いろいろな多角的な面から説明はするんですが、子育て支援米なくなったけど、今度、幼児・保育の副食費無償化していくんだと、そういうところこう見せなければですね、先ほど言いましたように子育て支援に対して男鹿市はなかなかこう無策なんではないかと受けとめられかねないのではないかなと思ひまして質問をいたしました。その辺もう一度、どのようにお考えかお聞きできればと思います。

それから、企業局の下水道料金の賦課漏れについてであります。先ほど言いましたが、市民に対してどのように説明していくのかと。すべて問題解決してからということもあるのではあります。なかなかどういうふうに関し取るか明確にしてですねいくのは大変なことだなど、先ほども申し上げましたが。ただし、さきに市長がですね報酬削減案を示されまして、まあ私は最終的には消極的賛成ということで妥協案には賛成はいたしました。あのときは、今、市長がですね今、特に責任を取る問題もないのに削減案を出すのはいかなものかと考えておりましたが、今まさにですね、こうしたときに市長が先頭に立って報酬を削減するんだと、その上で市民に説明をするということが一番こう市への信用を取り戻す近道ではないかなと思います。市長は、そのことについて何か、もしかしたらお考えは既にあるのかなとも思ひますが、お聞きしたいと思ひます。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 副食費の無償化についてお答えいたしますけれども、子育て支援におきましてはさまざまな方法があるかと思います。当然、どの方法にするにしても財源というものが当然出てきます。それから、内容についても、やっぱりその市町村独自のその支援の方法があるかと思います。それらにつきましては、この後さまざまな形で子育て支援については検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 八端企業局長

○企業局長（八端隆公君） 今回の賦課漏れに関しまして、市の責任の取り方ということで再度の質問でございますが、そこら辺につきましては、まあ企業局そのものは今当事者ということになりますので、企業局自体でのこういう案というものは今現在持ち合わせていないというのは先ほど述べさせていただきました。ただ、いずれにしましても、この先、結果が出た、総体の調査結果が出たのを踏まえましたその責任というものは当然問われるものと考えておりますので、その部分につきましては協議をしながら決めていきたいというふうな考えでいるところであります。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） さらに再質疑ありませんか。

○4番（伊藤宗就君） 終わります。

○委員長（笹川圭光君） 4番伊藤宗就君の質疑を終結いたします。

元へ戻ります。じゃあ、菅原市長。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） お答えします。

企業局の問題については、こう今までのいろんなこう問題が重なってきたことだと思ってます。私がいつも言う制度疲労とかね、いろんなことがたまってきたこういう状況があったと思います。ただ、企業局だけじゃなくて、男鹿市全体の今までのそれぞれの人たちが一生懸命頑張って市役所のことやってきたわけですけども、そういう中でこういう事態が起きたと思ってます。それから、前に私が報酬削減で提案したやつとまた次元がやっぱり違う問題だと思ってますので、そのことはないです。そのことは今のところ考えてません。ただ、人から聞いてどうのこうのとかそういう処分については、何とか自分たちで自助努力、自浄作用を働かせてやっていくべきであって、

弁護士にも相談してますし、まずその落としどころはね、おかしくないところで落としたいということのことなので、決して結論先延ばししてるわけじゃなくて、今の調査をしながらそのことについても検討してると、そういう状況です。よろしくお願いします。

○委員長（笹川圭光君） 4番伊藤宗就君の質疑を終結いたします。

次に、14番米谷勝君の発言を許します。14番

○14番（米谷勝君） 私から1点質問したいと思います。

補正予算（第4号）の17ページになりますけども、歳出の方の2款総務費1項総務管理費2目企画費の補正額410万3,000円、これの建物等補償料算定業務361万9,000円、建物鑑定評価業務48万4,000円と予算があがっておりますけども、この鑑定業務のですね考え方、それから、これらの対象物件、それから、この業務のね期間というのがいつまでに終える予定なのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） お答えいたします。

こちら男鹿駅周辺整備事業にかかわる委託料でございまして、現在、JR東日本秋田支社との間で用地交渉を進めているところでございますけれども、この中で市が購入する範囲の中に支障物となる建物等が存在いたします。そのうち、現在の交渉の段階でのお話ということになりますけれども、移転補償をいたします。現に使用している建物については、移転補償いたします。で、そのほか、市の方で買い取りさせていただく建物もございます。で、その移転補償する建物について、建物補償料の算定を委託業務として行いたいというものでございます。で、対象物件といたしましては、女性乗務員宿泊所、それから設備休憩室、この2棟でございます。で、建物鑑定評価業務の方は、こちらの方で買い取りさせていただく希望の旧駅舎、それとバーベキューストレージ、この2棟でございます。で、もう一点、実は遊歩道につきましても、今のところこちらの方で買い取るということにしているのですけれども、こちら遊歩道の評価がちょっと不動産鑑定士の方では難しいということで、こちらの方、補償料算定の業務と一緒にそちらの方の業者に算定をお願いするという内容でございます。

期間といたしましては、建物補償料の算定に大変時間がかかるというふうに伺っておりまして、まず年内いっぱいを見込んでございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。14番

○14番（米谷勝君） どうもありがとうございます。

まず一つはですね期間の話するんだけど、年内いっぱいというのは、例えば、この間の説明で、用地買収というか用地費とかそういうJRのお金のことについては、当初予算にあげるような話もちっと聞いてたんですけども、今のねこういうふうな、特に不動産鑑定とかいれたというのは、早めに、何にも説明も何にもしないで私は予算化というのはちょっと無理だと思うんですよ。それでね、一般的な話するとですね、この不動産鑑定っていうのはこれ買い主が鑑定するもんだすか。一般的に私は売り主じゃないかと思うんだけどね。そこら辺についてどう考えてるのですかね。やっぱり何だか不動産鑑定っていうのは、売り手側がねどのぐらいの価格を示せばいいものかなというもので、参考のためにあれするものでないんですかね。特に今回ね、JRがね払い下げとかっていろいろ言ってるでしょう。そこら辺も含めてだから、そこら辺で何で買い手側が不動産鑑定をやるのか。まずそこら辺についてお聞きしたいと思います。

それからですね・・・その件だけです。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） この件につきましては、最初、用地交渉を進めていく協議の中では、JRの方から価格の提示があるのかなという姿勢でこちらも臨んでおりましたけれども、交渉の過程の中で、収用事業においては買い主側の方で不動産を鑑定して、その買い取り価格等、あるいは補償料について価格を提示するものだということございまして、このたびの予算措置ということになったわけであります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。14番

○14番（米谷勝君） 何かJRから言われて、そうすれば不動産鑑定とるということですか。やっぱり不動産の売買っていうのは、基本的に売り主と買い主が意思の合致をしたところで、私は決定されるものだと思うんですよ。まず私方一般的にはね、こ

の売買の中に不動産鑑定士なんて入れないですよ。一般的にはね。だけでも今回、払い下げとかいろいろなことがあって不動産鑑定入れるのかなと思っているんですけども、そこら辺について、何かこうちょっとこう説明的にあれなんだけども、それでさっきも話したけどもね、不動産鑑定で鑑定するのは、何ていうか、女子の宿泊所とか、それから休憩室ですか、そういうものとかって言ったけども、この間のあなた方のあれ、全員協議会で示したこの資料の中見ると、補償というのがいっぱいあるんですよ。私一番気になるのはね、あの、あともう旧駅舎が新しい駅に変わって、あそこら辺全部がね駅舎を含めてもう払い下げするんだと。要するにＪＲとしては、もう使えないものを市の方に払い下げっていうか買っていただきたいということのあれだと思っただけども、そこら辺をやっぱりもう少し吟味しながら、今の話だと、この皆さんが示してる、この、この間説明を受けたものだと、ほとんど補償なんですよ。要らなくなったものを補償するっていう考え方って、どういうふうな考え方ですかね。そこら辺について。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 用地交渉でございますので、議員さんがおっしゃいましたように売り主と買い主が合意したところで決定していくべきという考えは、当局としても同じでございます。で、補償料に関しまして、やはりこのたびこれで補償料の算定をしていただいた、あるいは建物の鑑定評価をしていただいた、その額でそのまま補償料が決まるわけではないと考えておりますけれども、やはり交渉の材料としては第三者が評価したものが必要であるということで、お願いするということでございます。

で、そのほか、まあご質問の中にはございませんでしたけれども、ちょっと触れられておりましたので、実際にこの建物のほかに、電柱類ですとかたくさん市の補償によらなければならない物件というのはたくさんあるわけでございますけれども、現在の交渉の過程の中では、電柱類についてすべてＪＲがＪＲの予算で移設すると。それから、不要建物、まあ今回移転補償、あるいは買い取り補償する建物以外にも小さな建物ございますけれども、そういったものについては、不要物件ということでＪＲの方で可能な限りＪＲの予算で撤去しますよというところの交渉を進めておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 14番米谷勝君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。1番中田謙三君

○1番（中田謙三君） 2点についてお願いしたいと思います。

1点目は、19ページの土木費、住宅費の内容について。2点目は、補正予算の説明にはありませんけれども、市役所正面の前庭の整備というか、その点について、2点お尋ねしたいと思います。

補正予算の内容、この修繕料、それから市営住宅解体工事費、この内容について、そして市営住宅解体工事、まあ一般質問でもいろいろ取り上げられておりましたし、優先順位にのっとり、まずこれ解体工事するのか、その点についてお伝え願えればと思います。

あと、2点目の市役所正面の前庭整備、まあ私の記憶をたどれば、7月の初旬に今のよう状態になったのかなと思いますけれども、まあ今のよう状態に、どういう考え方をもとにして今のよう状態になったのか。それで、植栽されていた植木含めて、あそこに確かなまはげの石像もあったと思います。なまはげの石像が今現在どこに保管されているのか。その後、まあこの後、市の市役所というのは、前庭というのは、市の顔としてもいろんな意味で重要な位置づけがなされてると思いますので、この後整備をどのようにしていくのか、その辺の考え方を示していただければと思います。

1回目は以上です。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） 私の方からは、住宅管理費の補正内容について説明したいと思います。

これに関しましては、今年の5月の9日に、若美地区の小深見団地におきまして市営住宅の火災がありました。その火災によりまして全焼した住宅1棟の解体撤去費用、それと隣接する2棟の住宅にも一部延焼がありまして、その修繕費用を予算措置したものであります。修繕料につきましては、外壁、あとは破風、あとは窓ガラス等の修繕ということになります。あとは、その全焼しました住宅につきましては、早期に解体撤去しまして、残っている柱とか屋根、その崩落とか残焼物の飛散を防止するとい

う観点から早期に解体撤去するという事で、まず今回補正予算の方には予算をのせておりますけども、これに関しましては、既存の予算、これを一時流用しまして既に解体撤去、修繕等終わっております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤財政課長

○財政課長（佐藤静代君） では、私からは正面の前庭の整備についてお答えいたします。

7月初旬ということでしたけれども、まず植栽の撤去についてですけれども、そちらの方は、植栽の真ん中の木のところが大分育ちすぎていたことで視界が悪かったこと、それと、毎年10月に庁舎の方で火災の防災訓練の方向行うんですが、救助袋を3階から下ろして下の方につなぐ管があるんですが、その管がちょうどあの位置にありまして、救助袋を固定する管なんですけど・・・

（「聞こえません。」という者あり）

○財政課長（佐藤静代君） そうですね。すいません。はじめから言いますか。

（「もう一回最初から。」という者あり）

○財政課長（佐藤静代君） はい。正面の前庭の整備なんですけど、真ん中の植栽、木の撤去についてなんですけれども、そちらの方は、大分育ち過ぎていて視界の大分妨げになっていたこと、それから、火災救助、10月に毎年庁舎の方で訓練を行っておりますが、救助袋の方3階から下ろして、その管を下のところにちょうどつなぐ管があるところにあるわけですが、その管をつなぐときにちょっと支障がありまして救助訓練の妨げになります。そして、あの袋の方は実際火災があったときも使いますので、そういうときにしっかりと救助できるようにということもありまして、あそこの植栽は撤去いたしました。

それから、なまはげの立像についてですけれども、今現在は若美支所の方に移設されております。内容といたしましては、昨年、なまはげに関してですねユネスコの方に登録されまして、男鹿市内で大分なまはげの行事復活に対する機運が高まっております。それで若美地区の方でですね、新聞でいろいろ報道されたとおり大分復活の方頑張っていらっしゃるということで、男鹿市役所の方は中の方になまはげの人形とか、こちらの方にたくさんありますので、若美支所の方にもなまはげ関係のものがあつた

方がいいのではないかというような意見もありまして、このたびそういうことならということで若美支所の方に移設をしております。

木を撤去した部分についてですけれども、今ちょっと土の方になってますが、この後秋ごろに芝を張って、それで終了ということになっております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。1 番

○1 番（中田謙三君） 修繕費の方は火災に伴っての隣家の修繕に使ったというか、使うというか、そういう内容ですよね。あわせて、解体費の方は既存の予算でもう処理されてるけれども、今回まず補正にあげたと、そういう内容の理解でいいですよね。まあ大変だったと思いますし、まあこういうことがあつては困るわけですが、この後いろんな意味で早急な対応をしていただければありがたいと思います。まあ補正予算ですので、その辺でとどめておきたいと思います。

前庭の方ですけれども、先般も県の防災訓練をして、今のような状況であればおのずと前もってこう議会にも、まあ総務委員会にでもよ、こういうことをやりたいとかということがあつてしかるべきだったのではないのかなというか、そのことを思いますし、あわせて、育ち過ぎたので撤去したというか、私の感覚から言えば、植栽というのはその都度毎年手をかけてきてますよね。早い時期にそういう考え方があるとなれば、それなりの造園業者に育ち過ぎてるのであればそれなりの手のかけようがあつて、まあ撤去すれば簡単でそれはこの後芝を張るのにもやりやすいでしょうからいいことかもしれませんけれども、何となく撤去された植栽の方からすれば、まあ私自身も、先ほど話したとおり、あれだけの前庭をよ占めてあったものがある日突然なくなる。今のように救助袋が垂れ下がってくるので支障があるからって、何となくこう、言われればそのとおりなのかもしれませんけれども、ちょっとわかりづらいついていうか、そういう気がします。

あわせて、若美支所になまはげの石像が移転されるというような話ですけれども、どこに今保管されてるのか、どこにじゃあ実際に設置されるのか、そこのあたりのちゃんとした考え方っていうか、お互いのこうすり合わせというものができてるのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤財政課長

○財政課長（佐藤静代君） なまはげ立像の場所ですけれども、今現在、若美支所の方にあります。若美支所のコミセンの通路の前のところに今現在は設置されている状態となっております。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。

○1番（中田謙三君） 私は、なまはげの話もしたけども、その前に植栽の話もしている。それは何もふれていないが。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤財政課長

○財政課長（佐藤静代君） すみません、何回も。植栽のお話ということでしたね、はい。

あちらの植栽の方ですけれども、ちょっと見通しが悪くて、そういった訓練するときにちょっと邪魔になるということもありました。それで、市民の方が前の方の道路、通路の方から市役所の方もちょっと見通しが悪いということで、その辺ちょっと撤去した方がいいというようなお話になりまして、今回撤去したということですからよろしいでしょうか。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。1番

○1番（中田謙三君） 3回目ですので、あとやめますけれども、やっぱり委員会なりによ、ちゃんと危機管理っていうか、いろんな面で議会に対しても委員会に対しても必要なことでなかったのかなと思いますし、あわせて、まあなまはげ立像、男鹿にはたくさんいっぱいあるので、若美に頑張ってほしいから今度若美さ持ってってやってくださいっていうか、何となくそれもわかりづらくなっていうか、まあ若美にもなまはげの心はありますので、私はなまはげの心は男鹿からいただかなくても十分にこう育まれてるのかなって、逆に私は思ってますけれども、まあ若美支所でそれ受ければ受けてよろしいかと思えますけれども、ちょっと発言する方もこう困るなっていうか、私はそのように思ってます。まあ本当に以上で終わります。何かなまはげの心について、よろしくお願いします。

○委員長（笹川圭光君） 1番中田謙三君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

すいません、審査の途中ではありますが、1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（笹川圭光君） 再開します。

次に、8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番

○8番（佐藤巳次郎君） 私からは、75号の歳出の企画費についてお伺いいたします。

これは、JRの建物等補償料算定業務、そして建物鑑定評価業務、この二つに対する予算措置で410万円ほどということですが、先ほど、この補償料の算定業務は女性の宿泊所と何かもう一つ言ったと思ったんですけども、二つ分ということで理解していいのか。JRにはまだほかの建物とかもいろいろあるようですが、それはまた別の機会ということなのか、そのあたりひとつお聞かせ願いたいなど。

それと、この業務について、JRとの土地の、あ、土地ばかりではないかと思いますが、まあ契約書があるわけだな。契約を結んで、それによってJR用地の価格を決めるということになっていますが、それとのかかわりで今回、今回というか、この買い取り分、今回2カ所だか3カ所だか出てますが、それ以外にもJRの施設があるわけですが、これはどうなるのか。これもまた後で提案されるものか、そのあたりひとつお聞かせ願いたいなど。

それとあわせて、継続してずっとJRとの協議、土地の問題で協議していますが、その中で、この建物等の協議というのはまるっきり別物で扱ってるのかどうかだな、ひとつお聞かせ願いたいなど。

それと、この算定業務を委託料、どっかに委託することになるだろうと思いますが、これはどういうふうな形で委託料に、どこに業務を委託するのか、もしわかってたらひとつお聞かせ願いたいなどと思います。

まず最初をお願いします。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） お答えいたします。

この委託料につきまして、建物等補償料算定業務と、それから建物鑑定評価業務と二つに分けてございますけれども、建物等補償料算定業務というのは、こちらの方に含まれる建物というのは、女性乗務員宿泊所、それから設備休憩室という小さい建物がございます。この二棟でございます。こちらは現にJRが使用している建物だとい

うことで、移転補償料として支払う必要がございます。そのための補償料を算定するという内容でございます。それから、建物としましては、市の方で買い取る建物もでございます。これが旧駅舎の建物、それと今の新しい駅舎の前にありますバーベキュー小屋、この二棟でございます。こちらの方は、移転補償とはちょっと違ひまして、現在のその不動産としての価値を知る必要があるということでございますので、こちらは鑑定評価ということにしております。

今のところでございますけれども、これ以外のものについて補償料等の算定にかかる予定は今はございません。これが全部と思っております。で、本来であれば電柱類の移設、こちら市が補償料として支払うべきものではありませんけれども、今の協議の中では、それらについてはＪＲ側が自分たちの経費でやってくださるということになっておりますので、こちらを改めて評価はしないつもりでございます。

それから、今、用地交渉の中で、この建物の移転補償と、それから買い取り補償というものが出てきているわけでございますけれども、まず土地の値段そのものという補償料の金額というのは、何といたしますか表裏一体のような関係と考えておられて、いずれかが先に決まって後でどっちが、まあ土地価格と補償料、どっちかが先に決まってどっちかが後から決まるというものではないのかな、ないのではないかと考えております。一体的なものとして、ただいまは交渉して協議しております。

それから、委託先でありますけれども、建物等補償料算定業務、こちらは移転補償等のその補償料を算定する専門の業者さんがおられるということで、そういった専門の業者をお願いする予定であります。それから、建物鑑定評価の方は不動産鑑定士に委託することとしております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。８番

○８番（佐藤巳次郎君） そうすれば、この種の、ここの２カ所以外は、そういう補償の関係は出てこないというふうに聞こえたんですけども、ほかの方は、それはそうすれば、ほかの施設はＪＲで解体して更地にすると、こういうことなのか、そのあたりですな。

それと、今回算定業務をして、この２カ所について、新たな女性用の宿泊所なり設備休憩所ですか、その建物も市でつくると、こういうことなんですか。そうなれば、

かなりかなりの額がまたＪＲに支払わねばいけねえという可能性があるわけけれども、それはどうなっていくのかだすよ。で、それとあわせて、ほかのそれ以外の施設については、このような形ではやらないということだけれども、そうすれば、ほかの方はどういう形で処分するのか、そのあたりも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） お答えいたします。

２カ所以外は出てこないのかというお話、その２カ所と申しますのは、先ほども申し上げましたが、女性乗務員宿泊所、それから設備休憩室、この二棟のことであろうかと思います。そのほかに、この中に含まれておりますが、買い取りする建物として買い取り補償ですけれども、こちらの鑑定評価業務の方ですが、旧駅舎、それからバーベキューハウス、それから現在の駅舎からオガーレの方へ延びております遊歩道、こちらの補償がこの中に含まれております。

で、この女性乗務員宿泊所と設備休憩室の補償料についてでありますけれども、これはＪＲ側で現に使っているものですから、別な場所に同じ機能を持った建物を用意しなければならないという必要性が出てまいります。そのために、現在の建物と全く同じ材料で全く同じ工法でつくった場合はいかほどかかるのであろうかと、それを算定する業務がこの建物補償料算定業務でございまして、これで算定したほかに市の方で建物を建ててあげるとかそういうことではなくて、この補償料を払うのでＪＲの方でそちらの建物を自前で用意してくれと、まあ自前でといいますか、こちらが補償料を払ってＪＲ側がその分の建物を用意するということになります。

で、それ以外の施設はどうなるのかということでございますが、午前中、米谷委員の質問の中でもちょっと答えましたけれども、今のところ、今のところと申し上げておきますが、受電柱などの電柱類、これについては、ＪＲがＪＲ側の方で費用負担してすべて移設しますということになっております。それから、これらの建物のほかの不要建物というのがあるんですけれども、まあ小さい物置でありましたり、ほかの建物もあるわけですが、こういったものにつきましては、可能な限りＪＲがＪＲの予算で撤去しますというお話でただいま協議しております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。８番

○8番（佐藤巳次郎君） 私から言わせれば非常にＪＲ言いなりの手法でないかという感じがして、非常に聞いてびっくりしているところでございます。で、現在ＪＲ用地の売買の協議というのはどこまで進んでるのか。まあ今年度で、中に解決するという事になっておりますが、そろそろかなり煮詰まっているんでないかと思いますが、そこら辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） ＪＲの言いなりでないかというご指摘でございましたけれども、先ほど申し上げました受電柱、受電柱というのは２本、対になった電柱、これが２カ所ございます。こちら、この２カ所のその受電柱の移設だけでおよそ３，５００万円かかるというふうに伺っております。この分はＪＲが負担してくださるということになっておりまして、まあ決して我々としてもＪＲの言いなりでやっているわけではないと申し上げておきます。

それから、協議どこまで進んでいるのかということでございますけれども、いろいろこの先の差し障りがあるとはいけませんので余り細かいところは申し上げられませんが、いずれにしても来年度当初予算には用地の購入費など、整備工事費なども含めて予算措置をしたいと考えておりますので、今回のこの補償料算定業務が年内いっぱいくらいまでかかるということではありますけれども、それが出たあたりには、いずれ土地の価格も補償料の額もひっくるめて決着するものと考えております。

○委員長（笹川圭光君） ８番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

○8番（佐藤巳次郎君） はい、どうも。

○委員長（笹川圭光君） 次に、３番畠山富勝君の発言を許します。３番

○3番（畠山富勝君） 私から３点についてお伺いさせていただきます。

このたびの会計年度任用職員制度導入に伴う、この条例改正があがっております。旧来とそんなに大きく変わった部分はないのかなと、私なりに解釈してるわけですが、その中で、フルタイム、いわゆるそういう職場に当たられているその中の地域おこし協力隊も、今度はいわゆる何ていうすか、簡単に言えば期末手当、ボーナスとかそういうのが支給することができると、こういうような条例改正かと思われましますが、今のこのたび新しくまた地域おこし協力隊、７月ですか、から来ておりますけれども、それぞれの地域おこし協力隊というのは、それぞれのモチベーション、

特意分野の中で男鹿市の方でこうお願いしてると。それで、さきにおいてはバイクの貸し出しとかそういうふうな分野に当たってる方もいるし、また美大を出ていろいろ活躍なされてる方もおりますけれども、このたびの採用なされた地域おこし協力隊は、どういう業務を今行っているのかなと、これについてまずお伺いしたいです。

それから、ふるさと納税についてですけども、ふるさと納税は、言うまでもなく地方で育てた立派な人材が中央に行って活躍なされて今日の日本の経済に寄与してると、発展に寄与してるということで、少しでも地方へ御礼の形でひとつこういう導入したと、ふるさと納税ということで法案が通過されて今日に至ってるわけでございますけれども、このふるさと納税について、このたびですね納税者、首都圏にいる納税者から私に、謝礼の、男鹿から行ってる謝礼の返礼品を私に送られてきました。どういうことなんだかと聞いたら、いやいやと、このサバの、いわゆる返礼品の中にサバの、まあもちろん納税者が選択肢があるわけで、サバの缶詰めが30箱送られたと。1箱さ、開けてみたら1箱さ水煮が4缶ね、そして油漬け、サバの油漬けが3個、そして味噌煮が3個と、いわゆる1箱さ10個入ってきたと。それが30箱、いわゆる300個送られたと。とても食い切れないので、まあ俺のうちとか俺の分家さかなり送られてきたんですけども、どういうことなんだと聞いたら、いやいや、聞いたら、サバ缶が今まだ30個残ってると。30個だったらまあ、それまずみんないただいて、そしてそれで足りない分を何か抱き合わせてくるだろうと思ったら、30個と30箱の、30箱で宅急便もびっくりして、本当に持ってもいいあんだがというようなそのね話がありました。もちろん選ぶ方も送る方も、やっぱり選ぶ方も選ぶ方で、もちろん吟味しなければならなかったと思いますけれどもね。そしてそのサバ缶の箱開けてみたら、水産高校の、海洋高校の活躍してる、いろいろ知的権利だか云々とかいろいろ活躍してるのを載ってるわけですけども、まあみんなサバ缶だけでなく、みんなほかのものに対してもそうなのかどうかわかりませんが、やっぱりそういう一つのふるさと納税というその重みというすか、心のぬくもりっていうものは、ただ簡略的になされてるのではないかなと。やっぱりもう一度確認するとか、そういうひとつの、ただガイチ力的にそういうふうに行ってるのかなと。やっぱり「ふるさと」というひとつの4文字の中に、かなりの大きな重みとつながりというのはそれぞれあるわけですね。ですから、そしてさっきの一般質問にもありましたけれども、例えばその

中で市長だら市長のメッセージ、手書きのやつをこう何ていうすか、感謝の気持ちをこう何ていうすか、コピーをとって、そしてやっぱりありがたいと、ふるさとを思う気持ちというものはありがたいんだなということをもうちょつと発信する方法がないものかなと思っているところでございます。そして一般財源にまぶすと。それはそれで助かっていいわけですけども、少なくともこう、何項目をもって、例えば男鹿に来たら雑草が生い茂ってこういうところやってもらえとかって、何項目かを選んでもらって、こういうものに使いたいというものに対してのアンケート調査をしてですね、まあ渡りに船のような感じで、やっぱり男鹿もこういうところやりたいんだけど予算措置ができないと。一般財源をこう削ってまでもやるところができないけれどもというのが、もしかすると合致するところもあるかもしれないので、そういうような形でもうちょつとそういう手法というものがあってもいいのではないかなと、私は思っているわけですけども、この辺について、この後どういうふうなその政策・施策が考えられているのかなと、考えているのかなということであります。

それから、もう一点については、森林環境譲与税に係ることなんですけども、担当の農林課長、何もこのたび予算さあがってないから、こななくてもいいんでねえかなと思っているかもしれませんが、やっぱり行政の継続性、そして新たな、新たにできたこれ法案が6月ですか通過しましたので、これについて今、この進捗、調査の考え方、進捗率についてお尋ねするわけであります。

言うまでもなく、この3月議会に陳情書があがって、何ですか、ヒバ、ヒノキ、杉の伐採整備、そして6月にもあがっております。で、この森林譲与税というのは、あつ、森林環境税というのは、住民、個人住民のそれに1,000円を上乗せすると、含まれると。24年までは政府が肩代わりするけれども、25年、2025年からはこの譲与税というものが出発するわけですけども、これ言うまでもなく災害復興税がそこで消えるので、その形でこの森林譲与税というのが導入されるということだと私は思いますけれどもね。そういう中でですね、9月、あつ、9月に、3月、6月かな、9月に、9月にその配分が決まるというようなことを記憶に残っております。だけれども、おおざっぱには5月の初めころの新聞の中で、おおざっぱには大体集まったうちの9割が市町村配分だと、あとの1割は県だと、道府県ですか、ということでね、その時点で一番まあもらうのが横浜市の1億4,200万円、それから浜松の1億2,

100万円、そして大阪の1億1,000万円と。一番足りねえのは沖縄の離島が何か1万何ぼぐらいと。それはおおざっぱに決まってるんですけども、9月と3月に分けて配分なされるということの私は認識しておるわけですけども、そのいわゆる9月だと、今どういうふうな状況で来てるのかなとね。これは、原資はやっぱり、その配分のじゃあその原資っていうのは何だかという、私有林とか人工林、あるいは森林の就業者の人数とか、あるいは人口割と、こういうような配分されるんですけども、まあそうすればそういう大都市に余計行くのはどうかなと。これもまず論を醸し出す部分があるんですけども、これはこれで私どもの関与する部分でなくて、市長でも県議でもやっぱり中央行政の県出身のそういう代議士にやっぱり強く、ここの部分についてはやっぱり申し出ていただきたいと。まだまだこれについての疑義を感じるわけですけども、今それはそれとして、市が今その調査を依頼する団体というのは限られているわけですね。いわゆる森林組合よりないです、あの規定からいきますと。で、その調査というのは、どこまでどういうふうに、これから来年度に当然この実施に向けて作業なされるので、共通のもちろん森林法に基づいて、どの辺まで進んでいるのかと。

その3点について、まずお伺いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 鈴木総務課長

○総務課長（鈴木健君） 私からは、会計年度任用職員制度導入に伴う地域おこし協力隊の位置づけ、あるいは業務内容についてお答えします。

この制度の導入に伴いまして、来年の4月から、特別職の範囲が学識経験等に基づき助言・調査等を行う者ということに厳格化されることになります。これまで地域おこし協力隊は、非常勤特別職というふうに位置づけされておりましたが、新年度から会計年度任用職員と位置づけられることになります。今年の7月から任用されております地域おこし協力隊の方ですけども、現在、移住・定住支援の職務を行っていただいております。この活動内容につきましては、新制度となりましても今までと内容的には変わらないものと考えております。この地域おこし協力隊の制度、最長で3年という期限がございますので、毎年度、年度ごとに延長するかどうかというのは判断しますが、内容的には現在のものと大きな変更はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 湊男鹿まるごと売込課長

○男鹿まるごと売込課長（湊智志君） それでは私の方からは、ふるさと納税に関連する質問についてお答えさせていただきます。

まず、今年度のふるさと納税の状況でございますけれども、ふるさと納税のポータルサイト、3カ所から、インターネットからの申し込みなんですけれども、これを3カ所から10カ所にふやしたことや、返礼品の大幅拡充を行ったことなどによりまして、8月末現在では6,403件、1億1,171万6,250円の寄附額となっておりまして、前年同期比で約10倍と飛躍的に伸びている状況であります。昨年の決算が6,000万ちょっとでしたので、それももう既に大きく伸びている状況でございます。引き続き、魅力ある返礼品の造成やインターネット広告による宣伝など、さまざまな取り組みを引き続き行っていきたいと思っております。

それで、畠山委員からお話ございましたサバ缶の関係の件ですけれども、一応インターネットサイトから申し込みする場合、この寄附額で幾らぐらいというようなことをちゃんときちんと提示されてると思いますが、そこら辺ちょっと私、ちょっとどういった経緯でそうなったのかちょっと把握してございませんので、後ほど確認させていただきたいと思っております。

それと、ふるさと納税本来の趣旨でございます、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を自分の意思で決めるという制度でございます。確かに寄附額だけを集めればよいのかということではございませんので、市の何ていいますか、ファンというすか、応援していただく方をふやしていただくことから、例えば昨年ですと、確か市長のイラストを書いたメッセージで応援寄附金ありがとうございましたというような通知も出していたかと記憶しております。あとそれとまた年賀状等々も出していたということも確かちょっと伺っておりますので、まあいずれにいたしましても、やっぱり寄附をもらえばいいというそういうことではなく、やっぱり応援していただくような、何ていうすか、醸成できるようなこう気持ちを広げていければ、PRしていければいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 私からは、森林環境譲与税に係る質問についてお答えいたします。

譲与税の譲与基準等については、先ほど委員がおっしゃられたとおり、私有林の人工林面積、あるいは林業就業者数で人口といった要素でもって算定されていることから、人口が多い都市部においても相当な譲与を受けるところがあるということは大きく報道されたところでもあります。ただ、この基準を定めるに当たっては、私有林の中でも条件不利な森林を反映するということで、若干の補正でもって額を変えているというそういった決まりはあるというふうにはなっております。いずれにしても、譲与を受ける額については、使途についてきっちり公表していく必要等があることから、今後長いスパンで活用していくわけですが、しっかりした対応をしていくことが必要になると考えているところでもあります。

それから、予算についてですが、6月に補正予算を可決していただいた際には、919万円の譲与を受ける見込みであることから積立金に措置したところでもあります。その中から今年度の調査に費やす額として300万円を、業務委託料、まあ移行調査のためですね業務委託料に措置して準備をしております。先ほどご質問にありまして、実際に市に配分されるのは、私どもも9月と3月と2回にというふうに聞いておりますが、9月の額がどのくらいなるかというのは現在のところ示されていないところでもあります。ただ、委託料に措置した300万円を下回って入ってくるようなことはないと思われることから、現在、移行調査に向けた事前協議を進めているところでもあります。で、事前協議につきましては、6月にもご説明いたしましたとおり、県が意欲と能力のある林業経営者というものを公募して公表するというものになっていまして、この手続が6月に行われて、登録業者が公表されたのが7月の19日付でありました。で、男鹿市内からは四つの林業者が県の登録は受けているわけですが、ご承知のように、私有林の森林経営計画を作成しているのは男鹿森林組合のみでありますことから、このアンケート調査、まあ移行調査につきましては、この後、男鹿森林組合にお願いすることになると思います。で、現在その事前協議を進めている内容につきましては、対象となる森林面積が膨大でありますことから、まあ今後15年、20年かけてその面積の調査を繰り返していくこととなりますので、とり

あえず最初にどこを調査するかということになりますので、その辺の協議を進めています。考え方としましては、現在、民有林の森林計画がある程度作成されているエリアがありますので、そういったところに隣接している対象となる森林、あるいは路網が整備されている場所、どうしてもそういったところから優先的に進めていく必要があるということから、そういった場所の選定を事前協議の中で重ねているという現在の状況であります。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。3番

○3番（畠山富勝君） ふるさと納税、ああ、んでねえ、地域おこし協力隊の業務、移住・定住に向けてのいわゆる受付というような、窓口受付というようなお話でしたけれども、そうすればね、この人、この方を窓口に置いて、1日、1日でもいいですよ、1週間でもいいけども、どれぐらいのその移住・定住についての問い合わせがあるのかなと。恐らく私の推定では、そんなにフルタイムの中で問い合わせっていうのはないのではないかなと思ってるわけですよ。

で、何を言いたいかというと、昨年までの任期切れになった方は、男鹿におかげさんで定住しております。まあ非常に給与のギャップがあるわけですね。もう16万円も18万円ももらってあったの8万円か9万円で、それでも男鹿にいたいと、男鹿はいいところだということでのいるわけです。そういう方々というのは何も移住・定住、あるいはまた東京の何だ、有楽町向かいのああいう交通センターでやって、そういうので来る方でなくて、若者同士のつながりの中で来てる方が余計いるわけですよ。そういう中で、今この方が恐らく県外から来てると思いますけども、何ていいますか、親戚も友達も何もいないところで役所の中でそんなに問い合わせもないところに置いて、果たして男鹿の魅力とか男鹿の移住・定住っていうものに胸を張って語れるのかなと、私は思うわけですよ。私方でさえも、役所に来ると何か胸がドキドキして、しゃべっていくどもしゃべれねえわけですよ。本当敷居が高くて。まあそのとおり、このじょ、このごろやっとなれてきたどもよ。だからそういう方々が、何にも縁もゆかりもない人が男鹿のネームバリューで来て、そしてあそこはああいうふうに、私だから以前の地域おこし協力隊のやり方については、まず自由闊達に男鹿のよさをね知ってもらえるようにした方がいいんだと。どうせこれ、国からのじえんこだなもの。あれでしょう、地方創生事業の一環としてもその予算なんだから、やっぱり男鹿のよ

さを知ってもらおうと。そして、この少しぐらい安くても男鹿にいたいと。今、移住・定住した人だって、この市の政策で移住・定住なされた人いないでしょう。みんなそれぞれの若者のつながりの中で来てるんですから、私、そういうふうについては、そうすれば1日いっぺえそこさ座らへて、そしてその電話来るやつ待ってるんだべかなと思えば、その人の気持ちになってみれば、非常にやっぱりね、私、気の毒だなと思っているところでございます。

それから、あっ、ふるさと納税。まああのですね、だんだんだんだんやっぱりね二世、三世になってくると、今は団塊の世代でそれなりの落ち着いてね自分の見つめ合う時間も少しばかりこう見出す中で、こうふるさとというものを思いながら送ってくれる人もいますよね。ところが二世、三世になってくると、やっぱり返礼品、何かいろいろなもので、もちろんそれもそれとして手段ですけども、やっぱり市長のメッセージもやってると。私、たまたまこのサバ缶の中見たためになかったのかわからねえども、だから一言な、そこのメッセージの中さね方言の一言も二言も入れて、でめだ助かったとか、そろそろ冬なってきたためにせんべい布団の季節であったど、昔はというぐらいの懐かしさを醸し出しながら、やっぱり男鹿のやっぱり現状というものを変わった姿の中において応援していただきたいという気持ちがね何かかんかさ出していかないと、やっぱりややもすれば外地化的な考えでなくて、そういうような英知を発信して、やっぱりね男鹿らしさ、田舎らしさというものを醸し出していただきたいものだと思います。

それから、この譲与税については、条件、条件の不利なところ。私はね、条件が不利なところがやっていかなければならないと思うんですよ。何回も言うとおりの、もう戦後間もなく造林造林造林と来た。そして需要がやっぱりその中で採算が合わないところが放置されてきて荒廃して、そういうところも、そしてヒバ、ヒノキ、あるいは杉等については、酸性云々と、ペーハーが非常に強い、そういう土壤になってきてる中において、動植物も連鎖反応が起こせない。ですから、普通採算の合うところはみんな森林組合でもどこでもあれだすよ、今4業者が登録したと言うけども、これはただ作業する人方の条件に合う話であってね、一般の人何かは切られねあんだすよ。条件に伴った人方が、それは、何ていう、条件にもうける仕事ですから。森林組合だってあれでしょう、1億何ぼのあの借金あったの、今、この補助金制度に基づいて

体力を回復したという状況ですよ。ですから、その動けないところはやらあんだけど、今この問題が出てきたのは、環境汚染とか云々とかそういう中においての酸性雨とか云々と、バランスが崩れてきたからという、しかも国の施策で国有林野事業の中で営林局は残ってるんですけども、責任あるんですよ、これやらなければならない。補助金を出して植えてきたものが、今それに対しての責任があるのでね、あれですか、条件の不利、条件、一般の人方は利益が伴わないのでね、だって、でなくて、そういうところを手つけていかなければならないと。そして、一石二鳥でなくて、一石三鳥、四鳥というものを考えねばねえと。ここをやったただそれでなくて、その道路を整備する、その事業をすることによってその道路というものは整備していかなければならない。そうすると、男鹿の例えば増川林道というと、自衛隊まで抜けていく道路がある。舘越林道というのは、いわゆる横断的なもので、その何というすか、増川林道経由の、平たく言うと温泉ランドまでに行くその林道がある。そこにはやはりカタクリ草とかいろいろな山野草が珍しいもの、そういうところも散策してもらうためには、私は一石二鳥、三鳥、四鳥でなければならないんだと。ただ事務的に、それに合致してるから不利なところよりも有利な条件と、私はそういうふうにはならないと思いますけれども、どういうふうに考えているか、もう一度お願いします。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） 私からは、地域おこし協力隊についてお答えいたします。

業務といたしまして移住・定住対策ということで、移住・定住の問い合わせ、果たして1日何件あるものかということでございますけれども、正直、市役所の方へ電話等で問い合わせというのは1日に何件もあったりすることではないんですけれども、今年採用いたしました協力隊の方は、特にこの移住・定住対策要員としてお願いしているわけでありまして、東京などで行われる移住フェア、こういったところに出向いていただきまして、男鹿市への移住に興味のある方との対応をしていただいているというところでございます。本人自身が埼玉県から男鹿市への移住ということでございますので、そういった面では、移住の実践者として説得力のあるお話ができるのかなと思っています。

ふだん市役所の中にいて、そんなに男鹿の魅力を伝える、発信できるのかなというご心配でございましたけれども、今は先輩の地域おこし協力隊の人たちについて男鹿

市内のことを学ぶということ、それから、男鹿の魅力についてもいろいろ日々勉強しているところですし、役所の中でずっとこう座っているということは逆に少ないんですけれども、先輩二人にこれからも、今年度いっぱい教をいただきながら、だんだん来年度には男鹿市の魅力を発信できるようになるのではないかなと期待しているところでもあります。現在は、男鹿の魅力発信という点については、まず現在は勉強中であるということでもあります。よろしくお願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 湊男鹿まると売込課長

○男鹿まると売込課長（湊智志君） そうすれば私からは、ふるさと納税の件についてお答え申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、ふるさと納税をしていただきまして、今後ますます男鹿のファンとなっていて、よりかわりをもっていきたいという気持ちになっていただくよう、感謝の気持ちをあらわせるような形をいろいろ考えて伝えていければなと思っていますところでもあります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 条件不利地という言葉を使ったことでちょっと誤解を招いてしまったようですが、国が市町村や都道府県に対する譲与額を算定する際に、単純にその面積と就業者数と人口で出してるだけではなくて、その私有林の面積によって補正係数なるものを掛けて、やはり面積の多いところには少しでも多くいくようにというようなそういう配慮はして配分額を決めているというようなことが書かれていたので、その部分を説明させていただきました。

それから、当然この後、市が行っていく意向調査の中で、まあ本人に林の手入れをする意向があれば、しっかりとしてもらいたいということになりますし、管理できないということであっても、先ほど言ったような場所等によっては十分採算がとれる森林もあることから、そういったものには、そういったところは、市内の林業経営者に率先して委託していくということになります。で、最後に、どうしても手入れができないし、林業経営者も受け入れることができないといった森林については、この譲与税が出た際に一番先に言われたように、そこは市が直接管理する林として残るわけですので、そういった林をなるべく少なくするように林業経営者にお願いをしていく、

そのための調査を、まあ具体的には10月から12月にかけて1回目の意向調査をして、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、場所によっては来年から施業に取りかかる必要のある場所もあると思われますので、そういったところをきっちりと見きわめていきたいと考えております。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。3番

○3番（畠山富勝君） 一番最初の移住・定住ですけれども、移住フェアとかいろいろ行ってきたけども、それで男鹿に移住した人、あるいは、ふるさと、協力隊、地域おこし協力隊にきた人というのは、そんなにまあ少ない、私は知ってる限りでは少ないのではないかなと思っております。で、かつて体験ということで、これも行政から補助金を出して片道をやってみたり、片道料金を出してみたりですね、やって、こういうことがありました。私方、去年、おとしだか、北海道の夕張と、それから富良野に行きました。夕張はどういう形でどうやってこういうふうになったのかということなんけども、富良野は、あれだけすごくこう名前売ってるんですけども、やっぱり旭川の方に流れていってると。それを何とか食いとめるということで、住宅を提供して、職員の使わなくなった、使えるけれども使わなくなった冷蔵庫とかそういうものをその空家に提供して、そして来てもらったと。しかしながら、来る人方にすれば、そういう、それを見て移住とか考えないですよ。それを拠点として北海道、数カ月間北海道旅行して、そして帰っていくと。何もならない施策だということもあるのでね、私、じゃあ移住フェアとかそういうものはだめだとは言っていないですよ。あのとおりに交通センター、全国から集まってる事務所が、一堂に集まってる場所があつて、そこにいろいろあの手この手とやってるんですけども、何とかひとつね、もうちょっと来る人の、ふるさと納税も同じです。相手の気持ちをまず汲んでやらなければならないと。相手がどう思ってるのかね。まず相手、すべて私方世の中生きてくつてば、まず自分の考えも主張しながら、世の中っていうのは何ていうすか、我慢と妥協の世界であつて、そういう中にあつても、そういう中にあつてもね、やっぱり相手の気持ちというのは思いやることによって私方は通じていく部分がウエイトを占めてくるのではないかなと思ひまして、私の質問を終わります。

ん、何だっきゃ。ああ、市長、おめえもが。ああ、あなた、すいません。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 非常にこう、いい質問をしていただいて、私も考えさせられます。

地域おこし協力隊については、言い方悪いんですけども、その人によってそれがまたふえていくと、そのこともまずあると思いますけども、その人がいかに残ってもらうかと、男鹿のファンになってね、そういうことが大事だと思ってます。議員が一生懸命世話してるように、そういうふうに残ってくれて、地元の人が面倒見よければ定着、定住してくれると、そういうことだと思ってますから、そのことをちゃんとやっていくと。それから、やっぱり関係人口をふやすためのきっかけづくりだなと、そういうことを思ったりしてます。

それから、ふるさと納税については、今飛躍的に伸びてますので、何とか私はね、まるごとのスタッフに、よくやったと、おまえは大したもんだと、そういうことをやってます。10倍ですから。このことの10倍は、ただ10倍じゃなくて、やっぱりその波及効果っていうのはやっぱり抜群だと思います。私、今、正確な数字はつかんでないですけども、公共事業であると2.2倍とかって言われた時代がありましたけども、恐らくそれに近い波及効果があるはずです。だから、今これによって、ただ物を買っていただいて、その分が4割とかね5割とか残るってそういうことじゃなくて、産業の振興に非常に役立ってるわけです。何とか皆さんからもこのことを発信してもらいたい。私も、もっと心を込めてね、納税していただいた方にはメッセージを送ると。そしてまた、議員が言ったように、もっとはっきり明確にこういうことを使うんだと。なかなかはっきりできないところも、こうスタッフと相談してる、協議してる、そういうところもあるみたいですけども、やっぱり男鹿に思いを持ってる人たちは、なまはげのこととか、やっぱり景観、観光に関する景観のこと、だからこの前の桜島のあの廃屋の撤去は非常にこう正解だったなと思ってます。あと、ジオパークに関することとかね、そういうことはこう都会の人に説得しやすいんじゃないかなということを思ってます。

あともう一つ、森林環境譲与税のことですけども、議員がおっしゃってるように、まあ杓子定規じゃなくてね、私がいつも言ってるように多面的にいろんなことを考えていくと。確かに今初めてわかりましたけども、道路整備がまた環境保全、そしてまた観光にもつながっていくとかね、そういう多面的な考え方もあると思います。本

質的に長期的に多面的に考えていくと、そういうことで検討していきますから、今後またよくアドバイスひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○3番（畠山富勝君） すいません、お詫びします。すみませんでした。私の「おめえも」っていうのは非常に親しみを感じての「おめえ」でございますので、何とかひとつご理解のほどお願いします。

○委員長（笹川圭光君） 3番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

次に、12番進藤優子さんの発言を許します。12番

○12番（進藤優子君） それでは、私の方から3点について質問をさせていただきたいと思います。

予算書の方に、今回緊急通報サービスについてということで230万円の起債の部分が載っておりましたけれども、緊急通報サービス、今までもこうやっていらしていただいていた事業だと思うんですけれども、今回その起債ということであるんですけれども、これは利用者がこう何でしょうか、ふえたことに対する対応なのかどうか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

それと、2点目が18ページの生活保護費の委託料ということで、健康管理支援事業オプション導入業務と健康管理支援業務準備業務というのと、システム改修業務ということ、これ一連のものなのか、これについて詳しくこう教えていただければと思います。

あと3点目が、20ページの、一般質問、そしてまた、先ほど午前中、伊藤議員の方からもお話があった幼稚園の、ここにはまず幼稚園の副食費免除対象者給付費ということで36万円が載っているわけですが、この36万円、ここにこう免除の対象になるような方は現在のところどれくらいいらっしゃるのか、そこについてまずお聞きしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 小澤田福祉課長

○福祉課長（小澤田一志君） はじめに、緊急通報サービス事業ということで、これは昨年までと事業の内容が変わりまして、31年度からは民間に委託しております。件数的には、今年の3月末で、前の契約件数が75件で、新たに4月から契約された方が今現在33件で、半数になっております。

それから、生活保護総務費の健康管理支援事業オプション導入業務、そして健康管理支援事業準備業務、これにつきましては、最初に一番下の生活保護システム改修業務の方ですけども、これは生活保護法が改正ありまして、それに伴ってシステムを改修するものでございます。それから、健康管理支援事業オプション導入業務、大変生活保護費、医療費かかっております。それを見直すためにですね、健康管理支援の円滑な事業に向けた情報収集をします。そして医療扶助、レセプトを利用した調査・分析、対象者の抽出と、こういったことをします。そして健康管理支援事業準備業務、これは先ほど申しましたオプション導入を利用しまして、レセプトを活用した医療費適正化、このうち健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等について実施するものでございます。データを使って効果的な健康管理支援を行うことで、生活保護受給者の健康管理を増進し、医療扶助の適正化につなげるというものでございます。あと、これは国の必須事業となっておりまして、今年度中に実施したいなということでございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 私からは、予算書20ページの幼稚園費の副食費免除対象者給付費についてお答えいたします。

このたびの無償化制度において、3歳から5歳児までのすべての子どもと、0歳から2歳の子どもは非課税世帯が無償化されるというものになっております。この制度に合わせて、これまで副食費につきましてはそれぞれ統一されておりましたが、すべて統一して実費負担ということになっております。ただし、この実費負担につきましても、世帯年収360万円未満相当世帯の子どもについては、国で負担するということになっております。現在、市内の子どもで、施設を利用する子どもで、この免除対象者は全体で90人を見込んでおります。このたびのこの幼稚園費においております36万円につきましては、若美幼稚園分として15人分の月、幼稚園は4,000円の副食費を考えております。その6カ月分ということで36万円を措置したものであります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子君） ありがとうございます。緊急通報サービスについて、今年から新たに委託をして、警備会社の方ですか、につながるような形になっているというお話でございました。今、幸い、この使用されてる人数を聞いたら、まあふえているということでございましたけれども、あっ、70、半分になった、ああ、ごめんなさい。ふえて七十何人のものが三十何人に半分になったということですね。じゃあ、新しくなったっていうことは、結局今まで使ってたものが使えなくなるというふうな認識でいいのかちょっとあれなんですけれども、今年のこの4月の広報で、31年度ここが変わりますっていうので皆さんご認識いただいてるかと思うんですけれども、この中にもありましたけれども、今まで有料になったっていうことで、4月1日ですか、違いました、すいません、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に緊急通報装置を設置する当事業は、4月1日より有料になりましたっていうことで、900円のお金がかかるようになっているかと思います。で、今まで、じゃあ使っていた方々、減った方々、何ていうんでしょうか、施設に行ったりとか、例えば、うちにいなくてもいい状況になって使わなくなったというのであれば、まあそれはそれでっていう部分があるんですけれども、こうした有料になったことによって、今まで使っていなければいけなかった方々が使えなくなるといったようなそういったケースは発生していないのかどうなのか。高齢者に対して、まあその警備会社にこう行くっていうことで、安全性の部分ではこうまあ24時間図られるのかなというのはありますけれども、その少ない年金の中から900円を払って借りていくっていうことがどうなのかなっていうことを感じて今伺いしているところですので、そこら辺についてもう一度お願いしたいと思います。

で、生活保護費のこれについては、わかりました。ふえる医療費、必須の事業ということもあって、それまあレセプトを活用しながら医療費を抑えていくことによって、できれば、そこも何でしょうかね、市のかかる部分も減っていくっていうことにつながっていくと思いますので、これはぜひとも推進していただいて、必須ということは早めにこう取り組んでいただけたらというふうにかう思っております。

で、3点目の保育園の副食費についてでございますけれども、今お話は伺って幼稚園の分だという部分はわかります。わかりますけれども、一般質問でも、また午前中の伊藤議員の質問からもございましたし、その中で当局の答えというか、皆様の答え

としては、市全体の子育て施策の中で考えていく、また、来年、総合戦略が新しくなるというので、それに向けてこう考えていくっていうふうなことを今回何回もお聞きしている部分でございます。で、午前中の中で鎌田課長がこうおっしゃいましたけども、市町村独自の方法があるのではないかなというふうに思っているというふうなお話もございました。で、今、男鹿、まず子どもが少ないその少子化対策っていうことも考えたときに、今その他市町村ではもう始めるところもあるっていうその中で、じゃあ来年、総合戦略をつくりますって、来年度まず仮にです、仮にその副食費を無料にしますって来年度となったとしたらどうでしょうか。今10月からその保育料の無償化が始まります。来年度考えるのではなくて、今その10月から始まるその子育て支援として、その副食費の無料っていうものを、いま一度こう考えるべきではないのかなっていうふうにこう思っているところですけども、これを無償化にした場合、その予算というのはどれくらい必要なのか。それ、まあいろんな、何千円負担の方がいらっしゃるっていうお話もあったんですけども、大体その予算はどのくらいかかるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 小澤田福祉課長

○福祉課長（小澤田一志君） 今現在、緊急通報サービス、議員おっしゃられたとおり自己負担が900円、それで市から1,022円、合わせて1,922円ですけども、また、生活保護受給されてる方は、この部分は月額自己、個人負担なしという、市で全額負担しております。

それで、今のシステムサービス内容ですけども、高齢者、あるいは、が、緊急時のときにダイヤル緊急通報します。そうすると警備会社につながります。そして警備会社は大体20分以内にその場所に着かなければならないというのがありましてですね、以前は、この部分で緊急通報して、県社協、そして協力員というのが3人以上いたんですけども、その3人に一人ずつこう連絡つけていって、連絡つかない場合があると。そういった場合に時間がかかり経過してしまう。大事に至らなかったということでしたけども、その時間の短縮ですね。まあ安全を与えるということで、それからあと、相談というボタンもありましてですね、いろんなこう、病気について相談したり、そういうこともできるということでございます。それからですね、まあそういうことを踏まえますと、今までは無料でしたけども若干受益者負担いただく。まあ心苦

しいんですけども、いただいてもいいのかなと。

それから、お金をかかるということで、二、三人いました。お金がかかるんだばどうかなと、やめるという人もいました。あと、中には、まあ今まで無料だったので、まあ通報装置つける対象者ではあるんですけども、とりあえずつけるかっていう方も中におりましたので、まあ今、半数になってますけども、この後少しずつこうふえてくるのかなと思っています。あと、個人で民間の方に参加している方も男鹿市内で30名ほどおりました。この後も緊急通報装置つけていただいて、自分の安全を守っていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 私からは、副食費の助成についてお答えいたします。

本年4月1日現在、市内のゼロから5歳児までの乳幼児人口は600人で、そのうち約470人が保育園、認定こども園、公立・市立幼稚園の施設を利用しております。施設利用のこの470人のうち、副食費の徴収の対象となる3歳から5歳児は約320名であります。この320人の年間の副食費の総額は約1,800万円を見込んでおります。この1,800万円の負担につきましては、すこやか子育て支援制度の拡充後の負担としまして、市、県それぞれで320万円、副食費の免除対象者となる国の負担が460万円、それを除く約700万円が保護者の負担となります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子君） 緊急通報装置、まず非常にこう早く、まあぐあいの悪い方にとっては非常に便利なものだというのはよくわかりました。で、個人で契約されてる方、そうした方々はまずそれ、ある程度のお金を払ってまずその安全をとという部分で考えていらっしゃる方だと思います。で、男鹿市の今この高齢化のその率であったりとか生活の形態をこう見ていると、今後こういうのをやっぱり使っていかなければいけない方々はふえていくのかなというふうなことがこう想定されるのではないかなというふうに考えております。そのね、今回から有料になったことが、本来であれば無料でね使えれば一番よかったのかなという部分は確かに感じるところでございますが、こうしたことも何ていいですかね、これは全員がやっぱり何でしょう、所得にか

かわらずっという部分なんでしょうかね、まあ困ってる方々も利用できるような形で、本当にいざというときに非常にありがたいものだと思いますので、使い勝手のよい方法がもう少しあるのであれば、そうしたことも検討していただけたらというふうに思います。

で、今、副食費についてでございます。で、先ほど畠山議員の方からもございましたし、市長の方からもこうあったんですけれども、今、ふるさと納税が本当に皆様の頑張りで非常にこうふえているというふうな状況でございます。で、今9月ですので、今年度っていうと、このままこう順調に推移していただけると非常にこう市の財政にとってはありがたい部分なのかなというふうにこう考えております。その一般財源として入って、先ほど市長もおっしゃいましたが、なまはげであったり、景観だったり、ジオパークだったりっていうことで、あと産業の振興にこう非常に役立っているっていうふうなお話はございました。で、確かに、まあここにこう使った、ここにこう使ったって、ふるさと納税のその使い道ってというのは、何だろう、使途がはっきり出るものではないのかもしれないんですけれども、その一般財源に入るものであれば、今その保育料の無償化700万円あるとできるんだっていうお話がございました。その700万円を多いと見るのか少ないと見るのか、それはいろいろあろうかと思いますが、それでも、本当にそのふるさと納税してくださる方の思いっていうことも、さっき男鹿を応援してくださるっていう部分でも市長の方からもお話がございました。で、応援してくださる方、もちろんその男鹿の景観だったりとか、そのね、この風土が好きだっていう方、また、ここから出た方っていう部分でのいろんな思いは確かにあると思いますけれども、そういった産業的なもの、外観的なもののほかに、やはりその、そこにいる人、人にとってもやさしい市であるっていうことが、そういった方々の思いにこうこたえていただく部分にもなっていくのではないかなっていうふうなことも非常にこう思っております。で、10月の無償化もう間もなく始まりますので、本当にこう来年って、来年まで何か子育て支援、いろいろこれから考えていくっていうのであれば、前倒しにしてそれを考えていただくことは何とかこうできないものかなっていうふうなこと、もう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 小澤田福祉課長

○福祉課長（小澤田一志君） 先ほど、個人で民間と契約している方もいると言いまし

たけども、市を通して今の民間と契約すると個人負担 900 円ということでしたけども、これが個人と民間直接契約した場合は、金額的には 3 倍とか、3,000 円とか、月ですけども 3,000 円とか 4,000 円かかるので、市の方に申し込んでいただければ大分安くなる。まあもちろん民間と直接やった場合はいろいろなオプションがありまして、その分も上積みされていくんですけども、まあ緊急時ということで市の方に申し込んでいただければありがたいと思っております。

それから、申し遅れましたけれども、緊急サービス事業債、これですね財源補正でございます。一般財源から地方債、過疎対策事業、ソフト事業に該当しましたので、財源振り替えするものであります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 副食費の助成につきましては、この後のことについて、私の立場としてはこれ以上こう話すことができないのかなということであります。ただ、保護者のこの 700 万円の負担につきましては、繰り返しの答弁になりますけれども、市の上乗せするかしないか、する場合はどのぐらいの助成をみるのかっていうことは、この後の市全体の施策の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 12 番進藤優子さんの質疑を終結いたします。

次に、18 番吉田清孝君の発言を許します。18 番

○18 番（吉田清孝君） 大きく 2 点に分けてお尋ねいたします。

まず、病院事業のこの予算についてお尋ねいたします。

600 万円の事業委託料ということで、来年度は 1,200 万円と、1,800 万円、2 年の計画でこれを委託するという内容でありますけども、その部分についてちょっとお尋ねいたします。

この今年の 2 月の 19 日付の公益社団法人全国自治体病院協議会、これ 80 万円で経営診断ということで報告書がなされております。非常に安価で、中身も濃いものであったというふうに思っております。この報告書に対して、どのように病院の方で取り組んでおられるのか。また、この報告書とですね、今度委託する経営改善支援事業委託料の 2 年の 1,800 万円ですか、予定されているものとの、まあ簡単に言いま

すと、この経営診断報告書をどう活用してどうなのかね。その1, 800万円の内訳というものがよくわからないので、まあこういう形で事業委託して1, 800万円だというそのあたりをご説明願いたいと思います。

それから、今日、非常に子育て、子どもの支援について、さまざまな形で議論されておりますけども、聞いておりますと、国の政策で幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法ということが成立した中で、まあ国からお金が来たのでこうこうという補正内容だと思うんで、そうしますと、ちょっと議論を聞きながら感じたことですけれども、例えば幼稚園で、幼稚園に対する児童、幼児教育に対して、ちょっと数字出てるのか、さっき話したのかちょっとあれですけども、市独自で幼児教育に対して幾らぐらいこの使われてるのか。具体的にこうこうこういうことで、市単独でこうこうのことをやってますと。これにかかわる費用についてはこうだと。例えば国からは3分の2、残りの3分の1でも結構ですので、まあ幼児教育の部分で市単独でどのような事業をされておるのか。そのあたりをお聞かせ願いたいなと思います。

それから、その保育料、今回は約2, 000万円の3歳以上の無償化ということで、その部分での減額というか財政補正という内容でありますけれども、保育料というものが、大体この予算内容を見ますと、国の基準といいますか、それと市の保育料の単価、およそ同じぐらいでこうだというふうに措置されておりますけども、私記憶してるのは、まあ保育料というのは市で決められると。国のまあ補助基準なのか、その基準はあくまでも参考部分で、そうしますとね、まあそれが大体同じだからこういう中身になったのか。そうだとすると、3歳未満についてもまあそういう考え方で、その部分についても、何といいますか、こういう今回のような国からの明確なあれじゃなくて補助金としてね入ってきてるのではないかなという、私のまあ勘違いなのかちょっとわかりませんが、今までも補助対象というか、保育料についてはこうで、このたびは、この法律に基づき保育料こういうふうに来たから減額と。じゃあ、今までの部分で補助金というのは全然来てなかったのかな。そのあたりのちょっと実態はどうなってるのか。

それから、保育料についても、国がですね大きな政策転換で幼児教育と保育を無償化するための改正だといった段階で、極端に言うと、市の持ち出しだとかそういうものはないのではないかなといった部分で、そのあたりですよ、だとすると、まあ少

しでもね、この今の政策的に人口減少といった部分で、まあこれ本当に隣の潟上市とね男鹿市の人方は非常にこう比べられる中でね、ちょっと、ちょっとっていうかね、市長の政治姿勢というものが遅れてるのではないかなとこう指摘されてもね仕方がないのではないかなと。子ども・子育ての部分で、どうもこれ市長いろんな部分で一生懸命頑張っておられますが、その子育て、この支援、国の政策に基づく中でも、市長もですね、そんなに、例えば全部がね、ただにしなくても、例えば3歳未満についての保育料もまた半分にするとか、何かねこう人口減少というか、それに対する、もちろん市長のやられてることは非常にあれですけども、感じるものがちょっと子ども・子育てのその部分であんまり目立たないのではないかなという感じをこうするわけですけども、そこのあたりの市長のお考えがあったらお聞かせ願えればなと思っております。

以上お願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 田村病院事務局長

○病院事務局長（田村力君） そうすれば、私の方から病院の事業についてご説明申し上げます。

まず、昨年、経営診断ということで自治体病院協議会の経営診断を受けてございます。市の財政も厳しい中、病院でも費用の削減、そういったものが必要ということで昨年診断を受けたわけですけども、その診断の中で指摘事項で大きく5点ほどございました。一つは病院のビジョンということ、あとはですね、あと市民の信頼度という部分、あと職員の意識改革、あるいは看護部門の配置、あと地方包括ケア病床の活用といった、大きく5点指摘ございました。その他の部分としまして、地域連携の充実、あるいは事務部門の強化ということで、経営状況の分析とか経営資料・データの作成とかそういった部分が弱いという指摘でございました。さらに市民への周知ということで、市民に信頼されるという部分の取り組みということでご指摘いただいております。

それで、今年度に入りまして病院の方で取り組んできたもの、何点かちょっとご紹介させていただきます。

それで、まず1点目は、集中会計方式ということで導入してございます。こちらの方は、これまで外来の窓口で会計の精算といいますか計算してたものを、1カ所に集

中させてその場ですべて計算を行うということで、これまで委託やってたもので、その中の人件費何人分か削減になってございまして、おおよそ概算で年間当たり800万円くらいの削減にはつながってるかと思われまます。

もう一点の方は、建設改良の工事、まあ事務の中身ということで、発注の仕方ということでの改革といいますか、これまで、空調設備の改修工事ということで、これまでは設置業者とあと数社の競争ということで契約といいますか、やってましたけれども、今年に入りまして、まず市内のA業者全部声かけまして、市内の業者も含めて多数の業者によって入札を執行いたしました。これでかなりの落札率といいますか、かなりの金額を落とすことができましたし、市内の企業が受注してくれましたので、そういった部分でも貢献してるのかなという気がしております。

あと、地域包括病床の増床の検討ということで、こちらの方はちょっとなかなか、まあほかの病院の方にちょっと視察行っております。で、連携室の職員でありますとかリハビリの技師とかが、そちらの先進といいますか、他の病院の方に出向いていろいろ話を聞いたり、そういった情報を集めておりまして、そういった中を持ち帰って、またこの院内の中で、今後どうやっていこうか、人員の関係もありますし、そういった部分で検討重ねているところでございます。

それで、もう一点がDPCの導入ということで、こちら入院医療の定額支払制度と、まあ言い方ちょっとあれですけども、そういった制度ございますけれども、そういったものを導入できないかということで、こちらまず他の病院でもかなり取り組んでるところありますので、そちらの方の、こちらも病院に出向いてちょっと今職員がいろいろ情報を得ながら、ちょっと取り組めないか、そういった部分の検討をしているところでございます。

あと、職員の意識改革といいますか、院内の研修ですけども、まあ看護師さんの研修、先般ございまして、その中でちょっと事務局からも何か話してもらいたいという話がありましたので、ちょっと私がちょっとやらさせていただきました。それでその中で話したのは、まず市の財政状況を説明しました。それであと、市の人口の今後の状況、こういったふうにもう減っていくし、高齢化もかなり進んでいる、そういったこともお話しさせていただいて、そういった中で病院も市からお金が入った中で運営してるという、まあそういった情報、研修っていいですか、私もお話ししましたので、

まあそういった部分でいろんな職員として、自治体の職員としての意識、まあそういったものにもある程度といいますか、少しはまあ意識していただけるようになったのかなという気はしてございます。

それで、まあそういった中でですけども、まあいろいろ経営診断で指摘ございましたけれども、なかなか事務方でできる部分と本当の医療部門、専門的な部門でなかなかちょっと我々ではちょっと取り組みがたい部分、そういった部分がかなりございますので、まあそういった部分について、今回、専門のコンサルを入れてちょっと取り組んでいきたいというものでございます。

それで、ちょっと1, 800万円の内容ということでございます。それで実際どういった経営改善の方法があるかって、なかなか我々の中では組み立てもできませんので、ちょっとまずある程度予算を決めるに当たりまして、ちょっと大手のコンサルタントの方に、まあ秋田県でも受注の実績ある事業者ですけども、そちらの方に、ある程度どういった経営改善の方法があるかといいますか、そういったものを想定して金額をちょっと弾いていただきたいということで、参考見積もりとして出た金額が1, 800万円でした。それでその計算の方法としましては、ある程度の分析の部分、あと計画を策定する部分、で、計画策定後に今度実際実施する場合、指導なり援助なり、まあそういった部分の実行支援、そういった部分、大きく三つの中身でございます。それで計算の仕方につきましては、まあ人工計算といいますか、これの業務には何日かかるということで、単価に日にちを掛けて積み上げたもので、それに交通費含めて1, 800万円、そういったような金額でございます。それで、いずれその発注の中身に関しましては、一応公募でプロポーザル方式ということを考えてございますので、必ずしもこの内容のものの経営改善業務となるとはちょっと限らないと考えてございます。それで、いずれまあ公募ということでいろんなやり方もあろうかと思えますし、そういった中で、提案された案を見ながら、まあその選定委員会なりでその内容、金額、そういったものを精査しながら契約相手を決めて、その事業の内容も定めていきたいと、まあそういったことで考えてございます。

内容は以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田健康子育て課長

○健康子育て課長（鎌田栄君） 私からは、幼児教育に係るご質問にお答えいたします。

まず、このたびの幼児教育無償化に係るこの財源につきましては、負担割合ですけれども、この消費税の増収分を活用しての対応ということになります。負担割合は、国が2分の1、都道府県4分の1、市町村が4分の1として、ただし公立の施設については、市町村等が10分の10全額ということになっております。それで財政措置につきましては、初年度、今年度ですけれども、今年度に要する経費は全額国費で負担するということになっております。また、来年度以降になりますけれども、市町村がすべて負担する公立施設の経費につきましては、地方財政計画の歳出に全額計上しながら一般財源を確保するとともに、地方交付税の算定に当たっても地方負担の全額を基準財政需要額に参入する予定となっております。このことも踏まえまして、今回9月補正で予算編成したわけですが、その中で今回のこの無償化にかかわりまして歳入としては528万円、それから歳出として406万6,000円を予算措置したもので、当初予算においても、この幼児教育に係る部分は計上しておりますので、それらと差し引きしながら、最終的には9月補正では今言った金額を補正するというものであります。

それから、保育料の保育料金の算定なんですけれども、これにつきましては、国から所得、それぞれの所得割課税額に対する上限額というものが示されております。その上限額の中で、市の方でさらにこう市の階層として所得割が幾らであれば幾らというような保育料の設定をしております。保育料の設定も、3歳児未満、3歳児、4歳児以上という3区分において設定しております。国で基準を示して、上限というものを示しておりますので、市町村においては、この上限額を見ながら、その階層における保育料を設定しながら保護者に徴収負担をお願いしているものであります。

それと、市単独の施策ですけれども、単独の、まあ色分けちょっと難しいんですけれども、今、地域子育て支援センターというものを開設しまして、北公民館で子育てをしている親御さん、子どもさんがこう集いながら、いろいろ子育てについての悩みであるとか相談とかそういうできる場を設けております。それと、育児用品購入費補助事業としまして、2歳までの子どもに対して育児用品の補助も行っております。それから3年前、それから今年度までは、わか杉っ子の育ちと学び支援事業というものを行いまして、これは主に保育士さんが関係するんですけれども、いかに保育の質を確保していくかっていうところをこう園全体の課題ととらえながら、保育の質を上げ

ていくための取り組みもしているところでもあります。

私からは以上です。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。18番

○18番（吉田清孝君） 病院の事務局長、丁寧なご説明で、まあ非常に80万円で報告書が非常に安価でこうだといった部分の中で、5点にわたっていろいろ取り組んでおられるということでもあります。内容はわかりました。

この報告書も当然ね、多分今度、まあ今回は見積もりの1,800万円の経営改善ということで、全くその報告、今回の3月の時点でのいわゆる報告書について、さまざまなデータなりね、そういうものも入ってると思います。したがって、そこもまたねこう活用しながら、こうやっていかれる、いくとまたね、まあこの見積もりよりも安くなるのではないかなという感じもいたしておりますので、そして、先ほどはね医療部門にかかわる部分だと、専門コンサルタントを入れて。やっぱり大手のコンサルタントということを想定しておられるようで、そういう実績等々を検討しながら多分今回の予算の提案だと思いますので、そのあたりですね、なかなか事務屋では医療部分で入っていかれない部分、まあ分析なのか計画策定なのか、さっき言われた実行支援なのかといった部分ですよ、対応するのも難しいと思いますけれども、そのあたりですね実のあるような部分で報告書を策定していただきたいなと。その部分で、いろいろ委員会等でご議論していただければありがたいというふうに思っております。

幼児教育の部分で、まあ負担割合等々となると、事務担当の部分でなかなかこううだといった部分で、あとやっぱりね私ちょっと、まあ市長さっき答弁いただけなかったわけですが、どうですかね、人口が今、700、多分1年当たり700人減って、もう10年後っていうのは2万人そこそこになるのではないかなというふうに見通しだと思います。なかなかね一生懸命やっても、事実ここ600人とか700人に歯どめがかからないというのが私方も感じているわけで、まあ2万人云々っていったときに、やっぱり何がこう発信するかっていったときの子育て部分で、これ例えば3子、4子だとかね、本当にこう厚い市の対応があればっていうのが現実だと思うんですね。この今回は3歳以上の無償化云々といった部分を、今回のいろいろ議論を聞いてみますと、さらに手厚いよ、まあ副市長は政策の優先というふうなことを申し上げましたけども、おっしゃってましたけども、この子育て支援、国の国策になったね

部分で、市もそれ以上に対応すべきでないかなというのがこう感じてるわけですけども、みんな多分議員の皆さんも感じていろいろ質問されてると思うけども、それに対する市長の前向きな発言といえますか、まあ気持ちはあってもお金、ない袖は振れないという部分なのか、優先度をこの子育てにも力を入れるといった部分があってしかるべきではないのかなといった部分で、この議会を通してこう感じることもあったら少しお話しいただければありがたいというふうに思います。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 私の思ってるところお話しします。

まず病院改革についてですけども、大きく言われたことの一つは、市長と院長の理念が共有されてないという話があったので、一月に1回病院を訪ねて、院長に会えないときもありますけども、私、入り口で職員を挨拶して迎えて、それで病棟全館回るようにしてます。医局にも訪ねていってますし、院長とも何度か個人的な話し合いもしてます。そういう意味ではよかったのかなと。あとさつき事務局長が言ったように、大きくやっぱりよくやってくれたのは、集中会計方式とかね、発注業務の改善はやっぱりこれ数千万円のことだったので、大きかったなと。あと、ワンフロアになったのも大きいと思います。だから、ちょっとまあ議員に指摘されたようなそのことがちょっとと思ってるかもしれないですけども、結構やってくれているなというのが私の素直な感想です。そしてまた、病院協議会、自治体病院協議会は、コンサルタントではないので、コンサルタント業務はやっぱり私たちではできないってことをはっきり言ってくれたので、協議会で指摘された事項をね、こういうコンサル雇ってやると。いつも私が言ってるように、コンサルは頼めばやってくれるんじゃないかと、こっちがどれだけ本気度を出すかと。地域の男鹿の実情をわかってるのは私たちですから、その彼らのオールジャパンとかそのすごい知識をね私たちとこう連携しながらやっていくということが大事だと思ってます。その中で、1,800万円は、私はまあ皆さんの前で宣言しておきますけども、1,800万円分の経費の改善は必ずあると思ってます。そのほかに私は大きいのは、そういういいコンサルと付き合うことによって、文化っていうかね、習慣を身につけることが大事だと思ってます。その後、だからもう10年、20年とそういう文化が残っていけるので、何とかそういうことのこういういいものを吸収してやっていきたいなということを思ってます。

子育て支援のことについて、市長はなかなかちょっと弱いんでないかっていうお話だったと思いますけども、それは率直にそのことをお受けして、やっぱり弱い分、市役所の職員とね一緒に協議しながら、どうすればいいかということをやっていきたいし、議員の皆さんからもいろんな意見をお伺いして、謙虚に対応していきたいと思ってます。

それで私が今、市役所の職員に言ってることは、例えば道路が災害に遭って壊れたと、だからすぐ直すと、そういう時代ではないだろうと。その道路が本当に使ってるかどうか、もう一回考えていくべきだと。漁港が埋まって大変だと。すぐ掘り起こさなきゃだめだから金つけてくれって。いや、その漁港どれだけ使ってるんだと。何に使って、どれだけの売り上げあるんだ。何とか一工夫しなきゃだめだろうと。市民に公平な税を使うのはちょっとこう問題がある。そういう話をしたり、下水道についても、余りにも偏ってるんじゃないかと、そういうことを言ったりしてます。何を言いたいかというと、既存の公共事業の使い方がざくっとしてるといっていか、切り口が大きいと。その切り口の大きさに比べれば、福祉っていうのは切り口が小さいので、何とかそういうことで使えないかなっていうことをしょっちゅう私はスタッフとやり取りしてるつもりです。

それで、今回のね、この子育て支援のことについて、まず700万円の金がかかるわけですね。だから、この前一般質問でもありましたけども、財政が頑張ってくれて、今までの補助金の見直し、かなり厳しくやったんだと思います。その理念に基づいて。今まで継続して3年ぐらいで本当終わるべきなのに、もう10年も20年もやってるのもあるし、そういうのをこう査定しながら改善していったものが、積み上げが1,700万円です。だからかなり1,700万円って、頑張ってもそのぐらいだよな。だから今、この700万円の金がどうなのかと。そしてまた、子育てに使うのが、この金が本当に優先順位で1位なのかどうか。いろんなことを考えていかなきゃだめだと思ってます。だから皆さんから、多くの方からそういう意見をいただいたので、私もねもう一度スイッチを入れ直しして、もう一度見直しをしながら、皆さんとも市役所の職員とも善後策を考えて、スピード感をもってやっていきたいと思いますから、ちょっとそこあたりは預けさせてください。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑。 18番

○18番（吉田清孝君） 市長も頑張ってるといった部分と、体育施設の有料化、それから祝金制度の縮小とか補助金の削減等々という中で、ちょっとこうそちらの部分がなかなか市民はやっぱりサービスの低下に対する反応というのは厳しいわけでありまして、それにかわるこうこうだといった部分、まあそこまでいかない、かまど、財政事情が厳しいというのもわかる中で、まあそのあたりですね、ただただその、いや、市民いろんな意見ありますからあれですけども、ただただ締めているといった部分の声も多く聞かれます、まずね。そのあたりはまたあれですけども、めりはりのある、そのさっき、でない、副市長が本会議場で言った、市長も多分そうだと思いますけども、優先順位という中でですね、こう頑張っていたければなど。

あと、その先ほど1,800万円をかければ、そのぐらいはあると。我々、そのさっき言ったように80万6,000、80万円の自治体経営協議会の部分というのは非常に、わあ、いいね、80万円がよ1,000万円こうこうっていったぐらいの効果を出せるような報告書だと思ってね。1,800万円かけたらやっぱり1億円ぐらいのね、1,800万円あるからこうだという今のさっき答弁は、ちょっとね、私はもう少し、1,800万円かけたら5,000万円、1億円の効果を必ずあげるといった部分で期待してますので、まあ以上答弁はいりませんので、質問終わります。どうもありがとうございました。

○委員長（笹川圭光君） 18番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。10番佐藤誠君の発言を許します。

○10番（佐藤誠君） すいません、聞いてるうちにいろいろと疑問があったので質問させていただきます。

一つはですね、午前中、米谷議員も言いましたけども、企画費の建物等補償料算定業務並びに建物鑑定評価業務ということなんですけど、これってやはり何かどう考えても、売る側がやっぱりやるもんでないのかなということを私は感じるんです。で、やっぱり店がこれは何ぼで売りたいと、何ぼで買ってほしいんだというのが、どこの店さ行ったって値段つけてるわけですよ。フリーマーケットに行ったって、これ10円とか100円とかって、売る側が幾らっていうのを最初の提示があるはずなのが普通、商習慣としてはあるんじゃないかと。それが、なぜ買う側が算定して、これ幾ら

幾らでどうでしょうかっていうのは何かおかしくて、で、先ほどの答弁にもごさいますけども、それで決まるわけではないという答弁もあったと思います。こちらが提示した分がそれで決まるわけでもない。そしたらやる必要ないだろうな、むだなお金だろうなっていうことも感じます。で、よしんば男鹿市が幾らかお金出すにしても、この今、だれに頼むかわかりませんが、この算定業者、鑑定する業者、ここに対してＪＲさんも男鹿市も納得した、じゃあここに頼みましょうよ、いいっすねって、というような合意があって、そうすればむだのない算定ができて合意なるんじゃないかなって、進め方としてはそうなんじゃないかなって思うんですね。後戻りすることなく一発で決まるべというのが、私は効率的な業務の進め方ではないかなと思っております。いや、逆にＪＲさんとの約束で、男鹿市が算定した金額でオーケーですよというようであるならば、私がそういうことだったらその業者に何とか安く、何ぼでも安くやってけれと、査定してけれと、裏で私はしゃべっていくと思いますけども、今回の場合のこの進め方が非常にこうわかりづらいと思っています。なぜこういうふうなことをしていくのかなということ。そしてまた先ほどちょっと言ったように、もしＪＲさんと男鹿市で両方でこの一致した業者さんに頼みましょうといった場合は、この金額は半分になるんじゃないかなと、半額でいいんじゃないかなと出すのは、そういう見解も出てくるんじゃないかなと思います。そもそもこれ全額男鹿市から出すこと自体のその理由がよくわからないので、それをお願いしたいのと、それから、先ほどの答弁でございましたけども、この鑑定補償の、補償料の算定で建物二つとかって言っていましたけども、前、５月の全協に出されたときには、移転して補償するというものの中に、女性のその乗務員宿泊所並びに設備休憩所、これはこの２点は今日おっしゃってましたけども、もう一つ倉庫っていうのがございまして、これも移転補償になってたんですが、そのほかはまず電柱ですからこれはＪＲさんがやってくれるんでしょうけど、この倉庫の移転補償はどうなったのか。それから、ふと思ったんですけど、先ほど受電柱、受電の柱２カ所、ぼんと立ったやつが２カ所あるってということで、それも本当であれば移転補償だったんですけども、これ何か一つ３，５００万円ぐらいかかるということで、２カ所あると、それはＪＲさんが負担してくれるとおっしゃってたんですけども、それ３，５００万円って出したのは、せばだれが査定してそういう金額出しているのかなって。何かここはこっちで査定して、向こうは、これ

は男鹿市の方で査定してる。何か非常にこのやっтерことが、いい加減、いい加減ってば失礼なんですけど、よく統一性がないんじゃないかなと思っておりますので、その辺わかったらお願いしたいと思います。

それからもう一点ですが、今日いろんな議論がございまして、ふるさと納税の話がございました。非常に頑張ってくださっていたことは、いたので、ここまでいったと思いますが、いつだったかのその予算特別委員会でも私話したことあるんですけど、逆に男鹿市の市民がほかの地域のふるさと納税に申し込んで控除されるわけですよ、税金が。その分というのは、前、私聞いたときは90何万円とかっておっしゃってましたけど、今回は今どのくらいになってるのか。いわゆるマイナスの分、男鹿市から出ていく部分。これはまあ勝手に穴開くところですけども、それが実際どのくらいなのかっていうのはやっぱりつかんでおきたいと思いますので、わかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤企画政策課長

○企画政策課長（伊藤徹君） お答えいたします。

まず、この補償料算定業務について、売り側がやる仕事ではないんじゃないかというお話でございましたけれども、土地収用事業においては、収用をかける側、要は買う側、あっ、売る側がやる仕事じゃないかというご指摘でしたけれども、土地収用事業においては、買う側の方でこれらの算定をするのだというふうに伺っております。

それで、まあそれで決まるわけではないというお話をいたしました。もちろん交渉事ですので、市の方の言い分もあればJRの言い分もあるというところで、これが第三者の鑑定評価等をもとにお互いに納得のいくところで折り合うということだと考えております。この業務によって出た金額で、もうそれで即決着ということでは決してありませんので、やはりこれをもとに交渉を進めていくということになります。ですから、もちろん市が算定した額でいいとJRが言っているわけでもありませんし、それで決まるわけではありませんので、この額を、これで算定した額をもとにやっていると。ですから、恣意的に金額を下げるとかそういうことはできないわけでありまして。

それから、移転補償の中に倉庫ありました。これ現在もあるのですけれども、これについては移転補償までは求められておりません。いろいろ交渉の中に時々ちらっと話としては浮かんではくるのですけれども、基本的には、この倉庫についてはJR側

が撤去するという方向で、ただいまは協議中であります。

受電柱の移設について、まあ2基、2基で3, 500万円というお話なんですけれども、これはJ Rが概算として出した数字でございます。うちの方として、この移転補償をもし算定するとすれば、それこそ今回の補正予算にその分も盛らなければいけなかったわけではありますけれども、J R側でJ Rの予算で移設しますという協議内容でございますので、これについてはJ Rが試算したものでございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 大事なとこなので補足させてください。

おっとい日、男鹿グルメマーケットがありました。私は本当に感慨深く、グルメマーケットのセレモニーに参加しました。あのとき、J Rさんが仕掛けてくれて、男鹿の地域おこしをやろうと、地域づくりをやりたいんだということで、あのときだけでも結構な金をつぎ込んでマスコミ関係十何人呼んでくれて、宿泊費込みでみんな男鹿の宣伝をやってくれました。そしてまた、そのイベントの全金額、全体の全部の金額出してもらったし、そしてまた海底透視船を連れてこようとか、いろんな企画もやってくれました。そういう働きかけがあって、男鹿の活性化についてね私たちもスイッチ入って、J Rさんと一緒にやっ払いこうと、そういうふうな気持ちになったし、J Rさんも男鹿は私たちとパートナー組むにふさわしい自治体だと、一緒にやろうと、何とかできれば第2の五能線にしたいと。五能線っていうのは、もう廃線になろうとする直前までいってあったのが、地域住民が立ち上がって何とか残してくれと、そういう運動を起こして、今では乗ってみたいローカル線ナンバーワンになってます。そのことを狙いながらやっ払いこうという話で、J Rさんは駅舎の移転もやってくれましたし、それからアキュムの導入とか、このたびの遊覧船のこととか、いろんなことをやってくれてます。私が言いたいのは、お互いに連携してやらないと、この広場の利活用はできないということを言ってるんです。そしてまた、いろんなやっぱりその中で妥協して話し合いしてるわけじゃなくて、丁々発止の話し合いをしています。スタッフはかなり厳しいことを言われながら、また厳しいことを言って、その受電柱の移設のことについても、その休憩所の補償のことについても、かなり厳しい交渉を経てここまで来てると。だから逆にJ R本社から言わせれば、男鹿市主導で動いてるん

じゃないかと。男鹿市主体で何やってるんだということを言われていると思ってます、J R秋田支社ではね。だからそういうふうなことだと思ってますし、私はスタッフには、駆け引きはするなど。その場しのぎの話をして安く買っても、後で後悔が絶対残ると。して、後で必ずしっぺ返し打つんだから、受けるんだから、商売は。やっぱり売り手よし、買い手よし、そしてまた、売り手と買い手と喜ぶ一点しかない、価格というのはね。だからお互いがやっぱり喜んで決めていくところを今一生懸命模索していると、そういう状況だと思ってます。何とかその辺のご理解をお願いしたい。

恐らく私は、土地収用法のことよくわかりませんが、これは男鹿は、例えば男鹿市役所しか自治体がないからこうなんですけども、東京に行くと、これはディベロッパーがみんな、今、東京はこう非常に開発盛んで、東急電鉄とか、それから三菱地所とかそういうのがこうやってるから、自治体はほとんどかまわない状況だと思います。だから何とかね、そこあたりのその考え方がやっぱりこうちょっと違うところがあると。そこあたりのことも皆さんから含んでおいて、何とか議論進めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 菅原税務課長

○税務課長（菅原章君） 私からは、ふるさと納税で男鹿市の方からの税額控除についてです。

こちら、今年度賦課の分ですけれども、件数として132件、市税部分の控除額といたしまして370万1,341円、県民税の方でいきますと246万7,587円となっております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠君） ありがとうございます。ふるさと納税の方はわかりました。

先ほど課長の話で、その買い手側がやるんじゃなく、ああ、買い手側が査定するんだということだったんですけど、そういう法律とか何かそれ決まり、何だ、収用法、そういうのってあってそういうことになってるんですかね。私もちょっと詳しくないので、さっきそういうふうになってるって言ってましたけども、その辺はそうなのか、そういう方法に基づいてやってるのかなって思うんですけど、まあそこわかったら教

えてください。

○委員長（笹川圭光君） 藤原観光文化スポーツ部長

○観光文化スポーツ部長（藤原誠君） 所管ではございませんけども、まず考え方のところ、市が公共事業を実施すると。そのために、計画したその負担者というか受益者、受益者というか土地所有者に対して規制をかけると。もう公共事業決まったんで、あなたの土地を売り渡す義務があるという形で土地収用法というのがかかります。で、今の駅前広場については、その法律で定めたものではございませんので、県の収用委員会にかけまして公共事業として認めていただくと。まあ例を挙げますと、例えば道路計画します。そこにかかった道路の土地所有者は、工事を実施するに当たって土地収用法、最終的には土地収用法をかけられますので、反対していても売らなければいけないと。そのときにどちら側で算定するかということであれば、買う方側で、あなたの土地のこの建物が邪魔ですので、この値段でどいてくださいと、簡単に言うたということです。で、その算定の仕方、用対連とかの補償の規定がありますので、建てたときの建築価格で査定します。建てたときの値段で、今の値段じゃなくて建てたときの値段で、この値段で建てたので、この金払うんでどけてください、そういう法律でございまして。ということがありますので、算定の方については、価格の算定についても法律で決まった歩掛を使って算定しますし、市の方、市ってというか買い手側の方で見積もりを出して相手方と交渉するというような法律になっているものです。まあ何でもかんでもというわけにいきませんので、決まってる道路・河川については法律で決まっておりますけれども、この駅前広場等につきましては、その公共性について県の収用委員会の認定を経た上で収用法を適用していくと。まあＪＲの方からは、この収用法を適用した形で用地交渉に臨んでいただきたいというお話がございましたので、そうでなければ、相対の契約になりますので話し合いで相手の売り値で買わざるを得ないというような部分もありますけれども、法律適用しますと、法律に基づいた金額でやっていくと。で、ただ、本来はすべて補償になりますけども、ＪＲさんとの交渉の中で、前に示しました移転補償部分さまざまありますが、ＪＲさん側の方で実施するという部分もございまして、補償じゃなくて、旧駅舎なんかは購入で安く買って活用したいと。まあ市の方で活用したいという意向がありますので、安くやっていくというふうな形で伺っております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠君） 大体わかりました。ありがとうございました。

○委員長（笹川圭光君） 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。15番三浦利通君の発言を許します。

○15番（三浦利通君） ちょっと時間長くなっている状況ですが、もうちょっと我慢してお付き合いください。

財政課長、ちょっと財政の議論をさせていただければ幸いです。で、具体的には、先ほど市長も触れてありました、今年度の昨年対比1,704万円ですか、この前、佐々木克広議員もやりとりした経緯がありますけれども、補助金のカット、まあその辺の手法というか考え方、前にもお答えがあったわけですが、それから、現状のこの9月時点での財調が、この前の私見た資料では8億7,081万円で、昨年のたまたま9月の時点における財調の金額が4億4,358万円。もしかへばちょっと違ってる。まず俺の調べた範囲の中でのまず金額ですが、それと関連してあれですが、今の予算書の最後のページの中に市債の状況が示した資料がございます。これでいきますと、前年度末現在高が151億9,473万円。恐らく、今年度この状況でいくと、年度末現在高見込み額143億6,705万9,000円。すごく借金も相当払っております。過去のペースからすると、本当に評価をしなければいけないペースで払ってる。逆に、今年度あたりはそんなにね新たな市債、借金をしない中で事業運営をしている。で、先ほど言ったように財調もよ、ずっと、皆さん一番わかるとおり、年度途中で3億とか4億、4億前後ぶらぶらまでいくぐらい補正予算が、財調崩して予算を組まなければいけないってなこと等がございます。そういった点からすると、今年度は、まず幸い、順調にこう金額がこのぐらい、恐らく年度末で、もしかせば若干ふえれば10億円までいくのかなっていう勝手な想像しておりますけど、そういった面では、菅原市長を先頭にして前の田村課長、あなた、財政スタッフがすごく財政のこういう部分だけで言えば評価をできるのかなと思っております。ただ、私からすると、どんどんとじゃんこためればいってというような、金融機関ではありませんので、一定のよ議会、市民から理解が得られるような財調のため方、ある面では1年の財調のため方、今の市でいくと、私から言わせればせいぜい2

億から3億円ぐらいのペース、菅原市長1期やれば、おっ、10億円ぐらいたまった
なって、こういう平準的なペースでやるべきが妥当でないかと。短期間に4億も4
億前後も財調がや、いろんな背景あろうかと思います。まあ今、財政課長からお答え
いただきます。恐らく年度末で特別交付税が、市長が話を聞けば内々に国等に積極的
に働きかけて、総務省あたりもお手盛りの金額を出してくれた等の話もあります。そ
れから、あのとおり除雪費もあんまりかからなかった。それから、災害もあんまり少
ねぐ。そういう背景、理由づけがあろうかと思いますが、それにしても、先ほどあつ
たように片方で市民に対して、さっき市長も言われたように、58件の1,700万
円ぐらいの削減。で、私から、この補助金の削減の手法についてはよ、課長、ちょっ
と余りにも乱暴すぎたんでないか。要するに、前の年の5月あたりから財政課サイド
でそういう作業手順っていうか、それなりの考え方を具体化したやつをそれぞれの担
当課の方に示した中で、担当課の方でいろんな組織・団体の方にその考え方を示して
やったことが、余りにも短期間、要するに半年余りでそれをやってしまったと。これ
は余りにも乱暴すぎたんでねえ、性急すぎたんでないか。もうちょっと相手方にも、
まあ担当課あたり、どのぐらい相手方、いろんな組織・団体に対して説明したり話し
合いをしてあったのかどうかも俺もちょっと定かでねえ。少なくとも私が関連する組
織については、説明ほとんどありませんでした。結果についても、今こういうふうな
予算案で動いてると。全然なかった。本来役所がやる、すべき説明責任というのは、
その部分の中で、その作業方、過程の中でどこまでなされたのか。これはちょっと問
題があるんでねえがなって。で、比較的こういう市政のよ、ああいう情報をよ興味
持って見る市民からすれば、何だ補助金どんどんと減らした中で財調もどんと伸びた
し、借金も減らす。へば、市長何、これじゃんこためるためにこれ市民さや我慢させ
たり、負担を強いらせているのではないか。我々の税金っていうのはそんなことでは
ないかと。一部はそういう形で将来のためについていうことで使ってもいいけれども、
短期間の中で余りにもよ極端な使い方をそういう方向で使うっていうことは、市民か
らすれば大きな不満が出てくる可能性大でねえがなっていう感じはするんだけど、
まあ今答えいただきますけど、あなた方、少なくともよ、財政を預かる人方、相当優
秀なメンバーがあそこに揃っていると思う。いやいや、予想以上に特交が入ってきた。
予想以上にや、予想外に除雪費があんまり使わなかった。その予想外とか想定外と

かつていう言葉は、余り私からすれば話してもらいたくない。そんな感覚でよ、市長を先頭にして財政当局がや市民さどんどんどんどんやっぱり、大なた振れとは言わないけれども、そういう手法をや、いずれやってきたとすれば、ちょっとやっぱり問題があるんでねえがなって。少なくともプロはプロらしく、おおむねこのぐらいの幅、ずれはあるかもしれないけども、こういう見通しだっていうそういうよ、可能な限り正確なやっぱり数字とか予想数値を出していただかなければ、我々だって、さっき午前中からよ、よそでやってる、国が補助を出すエアコンの設置がああいうふうに財政がなかなか厳しい状況で対応不可能、他のまだ残ってる方、そういう教育予算に回したいっていうことでやった。で、今回の副食費のこともさっきずっと話していたが、そうすれば、もうちょっとそういう財源に、予算化に回してもいがあったんでねえがって、これ後の祭的な話ですけども、そういうふうな市長言われた方をして、やっぱり返答に困るんでねえがなっていう感じがしますけれども、いずれにしても、基本的な財調を積むペースとか基本的な財調のとらえ方、課長ちょっとお聞かせください。

それから、俺さっき指摘したような補助金のよ結果が1, 704万円、昨年対比減に至るまでの手法っていうのは、きちっとそれなりの、その時々説明責任とかなされたものかどうか。それから、今現在よ、その後のこの補助金の減によって、相手方がどういうふうな組織の事業運営したり、活動している状況なのか。特に弊害等、担当課あたりから上がってきてないものかどうか、そこら辺もあわせてお聞かせください。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤財政課長

○財政課長（佐藤静代君） 私からお答えいたします。

まず補助金の減額について、見直しについてですけれども、補助金の見直しにつきましては、定期監査等でいつもこの団体に対する補助金に関しては監査の方で指摘されておりました。そしてまた、今回といいますか、第4次の行政改革大綱の方でも計画の方に載っておりましたので、今回、平成30年度に行ったものであります。その手法ですけれども、30年の5月に財政課の方で補助金の見直しに関する基本方針のようなものを作成いたしまして、それに基づきまして、担当の所管の方でこういったふうに総合的に見直していくかというものについて指針を示しております。この団体の補助金についてですけれども、大体は合併以前から団体に関する補助金はずっと行われているものが多く、また、補助金の見直しのときに見た資料に関しましても、ほ

とんどが見直し等ほとんどされないまま、ずっと同じ額を交付していたりですね、補助金の内容の実績の方も、しっかりとした市の施策に、今現在の社会情勢に合っているかどうかということの検証もされていなかったというようなこともありまして、今回補助金の見直しを行ったものであります。

補助金の見直しに関しましては、そういった、あれですね、限られた財源を有効活用するために、補助団体につきましてその補助金を適正に使っていただきたいこと、そして広く住民のために、公平性や公正性など、そういったものも重視した補助金の内容に変えていただきたいということ、それからですね、団体への補助金ずっとやってきましたけれども、最近の傾向として、団体の運営費に関する補助金ではなく、市が行いたいといった事業そのものについての補助金というふうにして、事業費に対する補助金の方になるべく変えていくべきではないかというようなことも指針の方にはうたっております。それで、指針の方示しまして、全庁に、全庁の担当者等集めまして説明会を開きまして、その後、各課の所管から調書やチェックシートなどを各団体、58の団体につきまして、決算状況やら予算状況やら要望の整備やら、そういった予算の内容のことまで調書に書いて提出していただいております。そしてその内容を見ましてですね、庁内で検討会をつくりまして、まあ部課長等による検討会なんですけれども、それを2回開催しております。それで、1回目はまず財政課によるまず指針からですね、ざっとこういったふうにしたらいいかというようなこともお話しさせていただきまして、それに対して担当課の方で持ち帰り検討した結果、もう一回検討会の方を開いております。ただ、検討会はあくまでも庁内の検討会ということで、庁内の意見として集約したものでありまして、それが終わったのが大体8月なんですけれども、それ以降、翌年度の実施計画の策定ですとか、あと翌年度の当初予算に反映させるための期間において各課から団体の方に協議していただき、納得していただいたり、説明していただく期間として必要な期間がありましたので、それを設けまして、その各課による団体との交渉の後に当初予算の方に臨みたいというようなそういったスケジュールで財政課の方では考えて実施したつもりでおります。

それで、今年度予算の方、だんだん執行されておりますけれども、その後の補助金の交付団体からのお話ということでしたけれども、やっぱり何個かはそういった苦情などもあります。また、こちらで交渉していただきたいとお願いはしておりましたけ

れども、うまく団体と交渉の方ができていないというところも何個かあったか
と思います。ただ、こちらの方、今回金額の方減額してございますけれども、毎年見
直しをすることにしておりまして、また今年もフォローアップの方を行っております。
その中で、今回減額でありますとか休止でありますとか廃止でありますとかありまし
たけれども、先ほども言いましたとおり事業費補助への返還でありますとか、社会情
勢の、社会の変化に応じて市民のニーズにも応じて、補助団体の方で市の方でやって
いきたいと、応援したいような施策があった場合のその補助金の支給なんかもですね、
今後は要求してくるのじゃないかなというふうにこちらの方では思っております。そ
れで、こちらの方1年限りということではなく、もともと監査の方で指摘されてお
りました3年間でのという話がありましたので、一応3年ベースでということで指針の
方出しておりましたので、見直しも毎年やっていくつもりでおりますので、これで終
わりというふうなことでは考えておりません。また、その見直し等フォローアップを
やっていくことによりまして、補助金の方、今回廃止されたようなところであつても
ですね、所管課の方と団体の方とのつながりがまだもっていけるのではないかと
いうふうに財政課の方ではちょっと考えておりますので、そういった意味で、市民との
協働とか連携とかそういったものがですね、お金が切れてもなくならないというふう
に思っているわけですがけれども、そちらの方は、こちらの方もそういった方に貢献・
寄与していけたらいいのかなというふうに考えております。

それとですね、財政調整基金の残高についてですけれども、財政調整基金の方は年
度間の財源調整のための基金ということでありまして、経済事情の著しい変動による
財源の不足や、災害等により生じた経費に充てることしております。30年度末で
9億9,000万円残高の方ございますが、このうち年度内の取り崩しの額は、一時
期多いときで5億5,000万円です。そして、29年度、28年度、これも年度内
の取り崩しというのは5億5,000万円です。ということはですね、そのうち実際
使えていたお金は4億円しかないということになるんですね。それで、まあ昨年度3
0年度5月に大雨が降りまして、9月にもちょっとした台風が来しました。そのときに
災害で措置した金額が1億7,000万円以上です。それで、去年に関しましては災
害が大雨による災害でありまして、余り国庫補助の対象にならなかったということも
ありまして、一財の方多く出ております。それで、これを措置するときも、最初は財

調の方崩して措置しております。まあ今回そんなに大きな災害でなくてもまず1億7,000万円くらいの災害に関するお金が必要であったということもありまして、9億から5億引いた4億円、これを災害、もう少し災害があったときに充てたらというふうにして考えた場合であっても、そんなに9億円という数字が多いものではないというふうに考えております。

それで、ほかに起債の残高についてのお話でありましたけれども、起債の残高ですが、これは市債の発行の方、投資的経費に関する発行の額の方を、行革に基づいてずっと減らしてきております。そして、30年度は投資的経費に関する市債の発行額を7億円の限度額にしております。来年は6億円になる予定であります。そういった内容で起債の発行額の方を抑えておりますので、残高の方は減っていくというふうになっております。今年まだ決算特別委員会の方やってないですけど、今年の将来負担比率の方は90パーセントになっておりまして、起債の方の残高が減っているというところはこういったところに、市債の単年度の発行額の方抑えておりますので、こちらの方に影響しているものというふうに考えております。

それと、まあ男鹿市の方で起債の発行でありますとか財調でありますとか、例えば交付税の方が毎年減っていくというようなこともありますけれども、来年度、今年10パーセントに消費税が上がりまして、その分がふえるわけで、来年度はそれが通年予算になりますので、消費税の方の交付金がふえるということにはなりますけれども、歳入がふえるとですね、ますます交付税は減るというふうになります。それで、税の方がふえても交付税はちょっと減ると。で、税の方が減ったら交付税はもうちょっと来るといような、そういった交付税の働きがありますので、全体の一般財源の額というのは、男鹿市の場合はずっと100億円くらいで推移しております。で、この金額に合わせた歳入の立て方が一番いいのではないかなというふうに考えているんですけども、そういった普通交付税が調整機能ありますので、男鹿市としてはやはり今後はふるさと納税やオガーレ、DMOによる産業の振興を一生懸命やってですね、将来的に市民所得がふえること、これが一番大事なんではないかなというふうに私は思っております。その影響で市税の方もふえることにはなるかと思いますが、まず市民所得がふえることが大事なんではないかなというふうに考えております。

私からは以上です。

○委員長（笹川圭光君） 15番

○15番（三浦利通君） まず、ちょっと私のこう主張っていうか考え方にそぐわない面もありますけども、私、財調はよ、9億、10億円で別に多いとかって言ったわけではない。短期間の中で余りにも、それはいろんな要因があるかと思う。それにしても積んでいくっていうのは、やっぱりあれだ。片方には、そのことによって弊害が出てくるっていうような、そのことをまずちょっと指摘したいと思います。

で、もう一つ大きなことは、まあ我々議会も今の財政の状況、で、さらに今課長が言われたように、さらに将来的にはさまざまな理由の中で財政的には相当厳しい逼迫していく状況が明確だ。なかなか、菅原市長何期やるかわかりませんが、やりたい政策予算が確保できないっていう状況がすごくまたずっと強く出てくるのかなってな気がしてる。ただし、余りにもよ財政厳しい、財政の悪化を市民さ、別に今の市長あおりすぎてるとは言わないけれども、余りにもその主張がさまざまな場面で多すぎれば、市民自身があと萎縮してしまって、先ほどよ課長が言われたような、本来やっぱり市民所得いかにして、要するに基幹産業等をいかにして活性化させるか、その部分がなかなか容易によ確保できないような状況が生まれてくるあんでねえかと。どうせ市さお願いしたって、要望したって、なかなか財政が窮屈だからできないっていう、今まさにそういう状況が出てきつつある。で、中にも最初からあきらめて、何と言うだけ野暮だと。これはやっぱり我々も含めて避けていかなければいけない。先ほど市長答えてあったように、やっぱり片方で市民に我慢を強いる、予算を減らしていく。それはそのときの市長なり議会の意向なり、皆さんも含めて何がその時点で必要なのか、そういう政策予算を満たすためにやっぱり厳しい財政の中でもやりくりをしていく、そこだと思うんだよな。そういった面では、もうちょっとその部分はこの後明確によ打ち出していかなければ、先ほど補助金のカットではねえけれども、末端からは、何も理解されてねえ部分があると思うんだ。それは財政課長含めて財政スタッフはや、きちっとその考え方を示してると思う。中には、入る、どこのカット、よくわかりませんが、担当する課の人たちがきちっとした考え方の整理を持ってねあんでねえがなと。だからいろんなよ、市民から不平不満や苦情が出てくると。俺はそこが今の場合はちょっと問題なのではないかなって。この後もよ、課長言われたように、まずさらに減らすところもあるかも、いや逆にまたふやすところもある。そういった部分

の中では、なぜさらに減らすのか。自立できる組織については自立してもらえばいいべし、自主性を尊重しながら、余り金でも世話にならないっていう、それはそういうふうな方向だろうし、逆にまたや、どうしても市から予算的なやっぱり手当とか人の面の対応が必要なところは、さらにふやしていく、そういうめりはりをつけた、なぜそうするのかっていうものをきちっと示さなければ、市民なかなか理解できねえすべ。協力できねえす。そういう手法をとるべきでないかなと思います。その部分についてちょっとお答えください。

それから、さっき市長、例えば道路の要望等が出てくればすぐ直すとかっていうその辺の、どれだけやっぱりこの後っていうか、使用頻度とか将来的な必要性とかって、でも市長、その部分では、少なくとも例えば道路については、建設課サイドがや、若美のこの農道はいつころできて、畑と農道であれば、いや、畑と農道だばどっかの福野町内がたった150メートル間に舗装した道路5メートルの道路が、あんなにへば狭めえ間隔でつくらねばいけねあんだがって、あの当時の畠山議員からお叱りを受けました。今であれば、その部分、意見も何ぽか当たってるなと思いますけれども、そういうほら、ある意味では現状何ていうか意味をなさないっていうか、意味が薄くなったようなところは、そんなにまたや、すぐ手をかけなくても、やっぱり本当に緊急度のあれっていうのは、やっぱり道路については建設課あたりがふだんから把握していなければ、市長からちょっと調べれって言って初めて調べる、まあ建設課はそういうことはないかと思ってるども、それではやっぱりよ、ぐあい悪いと思うな。それは他の課についてもよ同じようなことが言えて、それではやっぱりこの役所っていうのはなかなかレベルアップしないのではねえがなっていうような感じがしますけれども、そこら辺、副市長どういうふうな考え方で、現状そうでねえっていうことがあったらお聞かせください。

まず財政課長、さっきの部分だけちょっとお答えください。

○委員長（笹川圭光君） 佐藤財政課長

○財政課長（佐藤静代君） お答えします。

ちょっとやり方が乱暴であったというお話だったと思います。それは私、昨年、財政課の方にちょっと戻ってきまして急にやったものですから、ちょっと乱暴だったかもしれませんがけれども、その前にですね30年度の当初予算の編成のときにですね、

これ本市の方ではものすごく苦勞して編成していたわけであります。それで、まあ30年度の当初予算で予算を立てれるかどうかということですから、すごく難儀していたのをちょっと見て感じておりましたので、31年度の当初予算の前までには何とか財源の方しかりしたものにしていきたいということと、これを全庁かけてやったというのはですね、全庁に対して、職員に対してですね、一人一人がそういった細かい歳出の、例えば団体の細かい予算でありますとか、そういったことにもですねぜひ目を配っていただいて、ぜひ協力して財政の方の運営に当たっていただきたいというようなそういった思いから、ちょっと乱暴だったというふうに言われているかなというふうに思いますが、今後も、先ほども申し上げましたとおり、1回で終わりということは考えておりませんで、こちら別にその団体の補助金を敵視しているわけでもやめたいと思っているわけでもありませんので、これは市民が、男鹿市の場合、人口の減少とかもありますので、結局、市民と協働でなければ成り立っていかないというふうに考えているわけですので、そういった面で団体の方との話し合いをずっと持ち続けてですね、こちらも勉強し、団体の方にも勉強していただいて、それでよりよい男鹿市をつくっていったらなというふうなそういう思いでやったわけですが、まあちょっと乱暴だったと言われればそうかもしれません。今後は、ずっとそのようにして互いに勉強しながら進めていくような手法でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（笹川圭光君） 船木副市長

○副市長（船木道晴君） お答えいたします。

職員自体、地域の実情をよく把握していろんな要望にすぐおこたえできればいいんですが、やはりなかなかそういう不十分なところもあるかと思います。今、三浦委員のご指摘を真摯に受けとめながらですね、できるだけまあ地域の実情を把握しながら、すぐ市がその対応について検討できるような体制をこれまで以上に強めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 大事なとこなので、私の考えを誤解のないように話しておきます。

商売やってれば、常にこう投資していかなきゃなりません。チャレンジしていかな

いと。今、10事業やってれば、何ぼか10年かかってこれだけいけるような投資していかないと、企業っていうのはもっていけないです。だからそういう常にチャレンジしていくと、そういう気持ちは大事だから、私は、議員がおっしゃるように金使うなっていうことじゃなくて、可能性があって、やる気のあるやつにはちゃんとやると。だから、めりはりつけたやり方してくれと、そういうお願いをしています。だから、先ほど公共事業のことについても、私もやっぱり考え方変わったんですよ。県会議員の時、五明光橋の陳情受けて、県と市と村と立ち会ったら村の橋だっていうことがわかって、大潟村ではあとの橋いらねえって言ったっていうな、びっくりしたすな。男鹿では何としてもねえばだめなはずなんですよ。だからそういうものの考え方とか、例えば、市長なって間もねえとき、そこの裏山が崩れて自転車道の災害ありました。あの調査費だけで2,300万円かかるってなりました。その道路、本当に必要な道路なんだかと。もう一回よく考えてみれば、そういう時代なんでねえがなってことをまず申し上げただけで、やるなとかそういうことではないんで、私もやるだけのその度胸もなかったけども、でも常にやっぱりそういうみんなでね、大所高所から考えて、本当に必要かどうかだかっていう、そういう公共事業についても考えていく必要があると思っています。何回も同じ話して恐縮ですけども、下水道については、だからそういう失敗をしてしまったと、私はそういうことを思っています。私もその当事者の一人として反省しながらね、そのことを思ってるってことです。

やっぱり大事なことは、市役所の職員がいかに自らやると。自ら考えて行動してやると。指示待ち属じゃなくてね、自燃性で自ら燃えてやっていくっていう、そういう再教育っていうか、市職員のね意識改革っていうのは常に大事だと思っていますから、そのこともやりながら、私はあれだす、安倍内閣出てきたとき、やっぱりやる気出たすよな。こう明るくよ、これからもっといろんなことを積極的にやっていこうと。私が言ってることは、もしかすれば後ろ向きでこうマイナスの金ためることだけだと思われるればちょっと残念なので、そういう気持ちはないので、何とか皆さんと意見を聞きながら前向きにめりはりつけてね、やれることについてはどんとやっていこうと。特に市役所の職員のソフト面での支援はできると思っていますから、そういうことをやっていきたいと思っていますけど、よろしくお願いします。

○委員長（笹川圭光君） さらに。15番

○15番（三浦利通君） まず、それぞれご答弁いただきましてありがとうございます。
別に私自身も積極財政出動賛成派ではありませんけども、それにしても現下のやっぱり市の状況を考えれば、ある面ではやっぱり積極的に財政投資をしながら果敢にやっていく事業等も、まず必要でないか。個人的には、行政っていうのは最低限の行政サービスしかやらなければ、財政っていうのは一定のレベルで推移できます。それでは今の男鹿市の現状にはそぐわないっていうような観点がありますから、何とかそういった面では皆さんのさらなる努力をお願いして終わります。

○委員長（笹川圭光君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
次に、お諮りいたします。本件をさらに詳細に審査するため、各常任委員会による分科会を設置し、ご配付しております分科会区分表のとおり審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会に分科会を設置し、審査することに決しました。
次に、お諮りいたします。予算特別委員会の審査日程については、本日と明日の2日間ですが、本日で委員全員による審査を終了いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。
本日は、これにて散会いたします。
どうも御苦労さまでございました。

午後 3時41分 散 会

予算特別委員会分科会区分表

総務分科会	議案第75号の条文、歳入全款、 歳出2款1項、9款1項
教育厚生分科会	議案第75号の歳出3款1項・2項・3項・4項、 10款4項・7項 議案第76号
産業建設分科会	議案第75号の歳出5款1項、7款1項、8款5項、 10款6項

